

会 議 録 目 次

平成 2 5 年第 1 0 回海田町議会定例会（第 2 日目）

平成 2 5 年 1 2 月 4 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

日 程 第 1	一 般 質 問		
	○大江康子議員	・ ・ ・ ・ ・	4
	○宮坂二郎議員	・ ・ ・ ・ ・	9
	○岡田良訓議員	・ ・ ・ ・ ・	14
	○西山勝子議員	・ ・ ・ ・ ・	23
	○宗像啓之議員	・ ・ ・ ・ ・	31
	○崎本広美議員	・ ・ ・ ・ ・	38
	○前田勝男議員	・ ・ ・ ・ ・	43
日 程 第 2	第 41 号議案	公の施設の指定管理者の指定について（海田町福祉センター）	52
日 程 第 3	第 42 号議案	公の施設の指定管理者の指定について（海田町シルバープラザ）	59
日 程 第 4	第 43 号議案	海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	65
日 程 第 5	第 44 号議案	海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例の制定について	66
日 程 第 6	第 45 号議案	平成 25 年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）	77
日 程 第 7	第 46 号議案	平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	85
日 程 第 8	第 47 号議案	平成 25 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	86
日 程 第 9	第 48 号議案	平成 25 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	87
日 程 第 10	第 49 号議案	平成 25 年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）	89
日 程 第 11	発 議 1 1 号	海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定について	91
日 程 第 12	発 議 1 2 号	庁舎建設特別委員会設置に関する決議の一部を変更する決議案	93
	（ 閉 会 ）	・ ・ ・ ・ ・	93

平成25年第10回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成25年12月3日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 12月4日(水) 9時00分宣告(第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応招議員(16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不応招議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出席議員(16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|               |     |         |
|---------------|-----|---------|
| 町             | 長   | 山 岡 寛 次 |
| 副 町           | 長   | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部         | 長   | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部         | 長   | 窪 地 満   |
| 福 祉 保 健 部     | 長   | 臼 井 真   |
| 建 設 部         | 長   | 北 山 忍   |
| 企 画 課         | 長   | 門 前 誠 司 |
| 財 政 課         | 長   | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課         | 長   | 脇 本 健二郎 |
| 生 活 安 全 課     | 長   | 丹 羽 勤   |
| 住 民 課         | 長   | 尾 木 茂   |
| 社 会 福 祉 課     | 長   | 中 川 修 治 |
| こ ど も 課       | 長   | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課     | 長   | 森 原 知 美 |
| 都 市 整 備 課     | 長   | 近 森 茂   |
| 建 設 課         | 長   | 久保田 誠 司 |
| 下 水 道 課       | 長   | 龍 岩 広 幸 |
| 教 育           | 長   | 中 村 弘 市 |
| 教 育 次         | 長   | 細 川 真 示 |
| 学 校 教 育 課     | 長   | 石 川 直 之 |
| 学校教育課教育指導監    |     | 大 里 弘 美 |
| 町 民 サ ー ビ ス 室 | 長   | 石 田 一 成 |
| 環 境 セ ン タ ー   | 所 長 | 松 浦 邦 彦 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 主 事         | 戸 成 正 考 |
| 主 事         | 利 光 裕 子 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 第 41 号 議 案 公の施設の指定管理者の指定について（海田町福祉センター）

日 程 第 3 第 42 号 議 案 公の施設の指定管理者の指定について（海田町シルバープラザ）

日 程 第 4 第 43 号 議 案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 5 第 44 号 議 案 海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

日 程 第 6 第 45 号 議 案 平成25年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）

日 程 第 7 第 46 号 議 案 平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 8 第 47 号 議 案 平成25年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 9 第 48 号 議 案 平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 10 第 49 号 議 案 平成25年度海田町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 11 発 議 1 1 号 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定について

日 程 第 12 発 議 1 2 号 庁舎建設特別委員会設置に関する決議の一部を変更する決議案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただ今の出席議員数は、16 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から

日程第 12 に至る各議案でございます。日程第 1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。2 番、大江議員。

○2 番（大江）2 番、大江です。今日は、大きな点 1 点について質問させていただきます。

町道 2 号線畝二丁目地内、歩道改修事業についての、今後の計画について。平成 24 年町道畝二丁目地内歩道の実施設計 360 万 7,000 円が行われ、平成 25 年 11 月より、まず、50 メートルの距離の工事に入り、順次国信橋までの歩道拡幅が行われると聞いています。しかし、この河川が絡んだ工事は水の少ない渇水期にしかできないと聞いております。そうすると、残りの工事も 1 年後またその 1 年後と、完成までに何年も要することになります。今年の 7 月 13 日の中国新聞の記事に、ユーシンの工場跡地がヨシケイ福山、エブリイに決定、平成 25 年 12 月に引き渡しとのことですが、ここの敷地面積は 1 万 3,546 平方メートルと聞きます。壮大な広さであります。どのような計画かははかり知れませんが、ここを核とした商業施設が生まれるのではないかと想定いたします。となると、大規模小売店舗立地法の中で、周辺の交通処理などの問題もきちんと整理する必要がありますが出てきます。これらのことを踏まえたと、その敷地の前のこの改修事業が、この大型店と密接な関係が生じてくると思われれます。そこでお尋ねします。1 点目、この先の歩道改修事業は具体的にはどのような計画になっていますか。2 点目、ヨシケイ福山の引き渡しがこの 12 月ということですが、この大型店の店舗計画は行政の方に知らされていますか。3 点目、国信橋の手前までの歩道が町道で、国信橋の先の歩道は県道と聞いています。現在でもこの歩道を利用するのは危険で、ここはすいません、自転車横断帯に訂正して下さい。自転車横断帯をつくってほしいとの住民の要望を聞いていますが、町側の歩道が完成しても、県側の歩道、国信橋の改良をしない限り危険な場所であります。歩道が広くなれば、自転車横断帯をつくることのできるのと警察の交通課の話もあります。町、大型店、県、警察との協議を行い、周辺道路の整備を早急に考えていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。以上 3 点、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。どうぞよろしくお願い致します。大江議員の質問に答弁をいたします。まず、町道 2 号線畝二丁目地内歩道改修事業についての質問でございますが、1 点目については、平成 26 年度も引き続き 50 メートル区間の工事を予定しております。今後も継続して工事を行い、国信橋北詰交差点付近までの区間については、平成 28 年度の完成を目指しております。2 点目につきましては、現時点におい

て業者からの事前の協議や相談等はありませんので、新聞報道以上の情報は把握しておりません。3 点目につきましては、通行者の安全に主眼を置き、県、警察と協議中です。今後、この地区の土地利用を具体化された時点で、必要に応じて交差点を含め総合的な改良についても協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（久留島）大江議員。

○2 番（大江）一つ目の質問の見通しの件ですが、28 年度となりますと、計算しまして 50 メートル、3 年間、計算しますと、26、27、28 で、あと 150 メートルということで、そのくらいの距離ということで計算してよろしいのでしょうか。現在、私が今日朝、測りましたら 200 メートルはあるんじゃないかと思ったんですが、そののところをもう一度確実にお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）国信橋の北詰の交差点改良工事、先ほど議員さんの方が言われた県道の歩道から町道の歩道に向けて、横断帯をつくって歩行者が通れるようにするという計画のところで、そこと一体的に工事をしますので、その付近の直前までで合計で約 150 メートルということでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○2 番（大江）すいません、ちょっと解釈が違っててもわかりませんが、現在、成本の方から 50 メートルやっていますが、今の解釈でありますと国信橋のほうから 150 っていうふうに思ったらいいんですか、それとも連続しての 150 メートルですか。それでしたらですね、今回の工事の実施設計費用が 50 メートルに対して 360 万 7,000 円かかっております。工事費が 2,000 万円ということです。それを例えば 50 メートル 50 メートルで、28 年完成、一度にそこまでの 150 メートル設計をやったの実施設計費用、工事費用、そちらの方が安くつくんじゃないかと思うんですが、そののところをちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず延長の考え方でございますが、今年度施工しております、階段部分から国信橋のほうに向かって歩道改修工事でやるのが約 150 メートルということでございます。それと設計の考え方でございますが、設計も 50 メートル区間ずつで区切った設計はしておりません。全線で設計をしております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）そうしますとこの実施設計費用っていう360万は、それら国信橋までの全体の設計費用ということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）そのとおりです。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）でしたらですね、今の大型店が前の方にできるということになりましたら、28年度に完成ということになりますと、多分、そういうお店ができるっていうのは多分1、2年以内にできると思いますが、そうした場合に、そこの歩行者の安全とかそういうものを考えた場合ですね、28年度の完成というのは少し遅過ぎるんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）実際に今のその建物計画とかですね、そういったものがまだ出ておりませんので、そういったのが、出次第ですね、私どもの方も歩行の安全対策、交通安全対策というの併せて検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）個々の工事は、そのお店ができることには歩道関係はあまり関係ないのかなと思ったりもするんですが。あの例えば横断歩道とか国信橋の改良とか、そういう県道のほうの部分は、この大型店と関係するとは思いますが、歩道拡張の部分はこれは動かないと思います。ですから、その部分は協議の前に、やはりこれはもう早急に町民の安全を図るために早くかかるべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）建物計画、そういったことによってはですね、今の車線、付加車線、国信橋に曲がるための付加車線の必要の有無とかですね、そういったこともあわせて検討する必要があると思います。そうした場合にですね、北詰交差点全体をどういう具合にしていくんかということになりますので、そのときにあわせて手戻りにならないようにですね、こういったものとあわせて検討していきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）そうなりますと、大型店のほうからお店の計画が出た時点で、一応ここでは28年完成ってなっていますが、出た時点で、それは早くなる可能性もあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）それは内容を見てですね、どこまで工事ができるのかということを精査した上で回答していきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）大型店の方から説明がないということですが、これは行政としてですね、やはり町の活性化に大事なところだと思うんですね。ユーシンが出ていったのに税金の入るお店が来ると。そうなりますとこれはじっと待つ姿勢ではなくて、行政の方から、どのようになっていますかとか、そういう積極的な動きもいるのではないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）あくまでもですね、これにつきましては、実際にどういった店舗ができるかどうか、まだその中身すらもわかってない状況でございますので、実際にその相談を受けた時点ですね、実際に生活環境のですね、保全が図れるような形での対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）この度、6月14日に自転車のルールが公表されて、この12月1日から施行で、自転車は必ず路側帯は左というふうになっております。今のユーシン後の前は路側帯というても車道が危ないんで、歩道の方に皆さん自転車乗られてます。そういう意味からでもですね、危険な場所は歩道に乗ってもいいとなってますが、そういう場所であそこは多分拡張しても2メートルだと聞いておりますので、多分、その幅を通ります。今1メートルぐらいかな、そのくらいしか幅がありませんので、今のままいくと本当に危険な状態になりますので、やはりそこは、早目にその情報をですね、キャッチして歩道を広げるというんですかね、必要性があると思うのですが、今の150メートル、安芸原商事まで広がって、それから、翌年工事にかかると思うんですが、それはやはりその町民の安全性を考えて、早目にその部分は、工事に入っていくつもりはありませんでしょうか。もう一度お尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）いろいろ、財政の面とかですね、いろんな面を考えまして、現在のところは50メートルずつで施工を考えていきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）ひとつの例ですけれども、マフラーを編むときにですね、10センチ編みました。今年はこれでやめとこ、また10センチ編みました。今年やめとこ。そのマフラーは使い物になりません。今の歩道の問題ですが、予算の関係で、じゃ今年ここまで、次ここまで。でも实际的に活用としては中途半端です。それと一緒にやはり予算を突っ込むところは、思い切って突っ込んで、すぐに使えるようなことをしないと、ちまちまちまちまつぎはぎだらけの工事をやっても、实际的にそれは、ああ使えるようになったという感触じゃない。そして整備、あと故障したりとか修繕のときに、これは何年度やった、これは何年度やった、修繕もつぎはぎなんです。そういうその自分たちの行政のほうで把握するようにして、これは来年度に工事した、それを何年度した何年度したっていうよりも、1度にやったほうが管理的にもいいし、町民にとってもそれはすぐ使える道路になるんです。ですからそういうことを考えると、やはりどこでお金を使っていくのか、私主婦ですから締める所は締めますけど使うときはぼんと使います。それと一緒に、行政もここっていうところはやはり予算の関係もあるかと思うんですが、それは使うべきではないかと思うんですが、もう一度ご返答をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そういうった考え方もございますので、全区間をまず設計を全部やる。で、工事の方を区分けをしてやるという形をとっております。今回の工事は単町費でやっておりますから、途中で経済対策、そういうものがあれば乗れるような形で設計まで終えておりますが、残念なことに、今の段階では今までの経済対策に乗り得ませんでした。そういうことを考えますと、やはり単町費の工事ということは、全町的にもいろいろございますから、ここについてはそういった年度で区切らせていただきたい。ただし、つぎはぎになってはいけないということで、設計の方は全体を行ったところでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）先日の新聞ですけれども、国がですね、公共事業に対して予算を追加したような感じに読み取りました。それに確か、河川関係も載ってたと思うんですが、それに便乗するという方法もあると思うんですが、そういうところの情報をキャッチしてみたら、多分してるんじゃないかと思うんですか、そのお返事をお聞かせください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この区間につきましては要望を行いましたけれども、今回の経済対策には

該当しないということで、断念しております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）もう一つお尋ねしたいんですが、この河川の工事については、渇水期でないとできないっていうふうに聞いておりましたが、ちょっと調べましたら、10月から翌年の5月までに施工するのが通例であるとなっておりますが、今の歩道の場合でしたらこれはあまり時期は関係ないのかなと思いますけども、実際、歩道が目的でなくて土砂崩れが、法面がずれていくってことで、歩道も広げるということで両方兼ねているんで、その点ちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）基本的には歩道をつくるためには、河川の護岸、土羽、土のところですね、斜めになってるところを修繕をしていきますので、河川の中をいじくるということになるので渇水期でないとだめだということになっておりますので、現在の期間で施工しております。

○2番（大江）終わります。

○議長（久留島）11番、宮坂議員。

○11番（宮坂）11番、宮坂です。本日2点ほど質問させていただきます。まず1点目、一般競争入札の導入を考えてはどうか、という点で、町の入札は指名競争入札あるいは指名した上での総合評価方式での入札で行われております。ただ昨今の建設単価の高騰や職人不足等により、労務費の上昇が町の積算を上回ることが多くなっていることは、ご存じのとおりでありましょう。他の自治体においても入札が不調に終わることも散見され、問題になってきております。指名競争入札というのは、信頼できる業者を選定できるというメリットがあるんですけども、指名されなければ業者にとって受注機会がない。そういうこと考えた上で、昨今の事情を考えた上でも、工事内容によっては一般競争入札の導入を考えてはどうかということをお尋ねします。続いて第2点目、学校近隣の砂塵対策についてなんですけども、これは海田中学校に限っての問題です。町営プール解体に伴って海田中学校のグラウンドが拡張され、生徒が活動範囲が広がり喜ばしいことだと思います。しかし、近隣の住民の方には新たな問題が生じております。グラウンドからの砂塵問題であります。プール解体後、グラウンドに隣接することになって、以前には考えられないほどの砂塵に悩まされております。例えば植樹をするなどのそういった砂防対策、防砂対策は講じることはできないでしょうか、お尋ねします。以上で

す。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡） 宮坂議員の質問の１番目については私から、２番目については教育委員会から答弁いたします。まず、一般競争入札の導入についての質問でございますが、地方公共団体が発注を行う場合において、不特定多数の参加者を募る一般競争入札が最も透明性や競争性を発揮することができるものと考えております。しかしながら、地元業者の受注により地域の活性化を図ることも重要であり、引き続き地元業者を中心とした指名競争入札を基本に発注を行ってまいりたいと考えております。それでは、２番目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村） 学校近隣の砂塵対策についてでございますが、他市町の事例を参考にしながら、今後どのようなことが可能か、検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○１１番（宮坂） では１点目の一般競争の件なんですけども、ご回答いただきましたように、私も基本的には地元業者育成、公共工事というのは、特に地元業者育成という面も特に強いというふうに、私も考えております。そういった意味で、指名競争をしながら、地元業者育成というのは大変なことと思うんですけども、ただ昨今の、質問でも申しましたように、建設単価の上昇で、東小・海田小の不調の件とかありまして、これはね、もう実際前回の入札で、プールの入札であったように、指名をしても、辞退をするという業者が大半になってくるという事態になっているんですよね。こういうことを考えたときに、その中でやはり受注をしたい業者もやはりいるわけなんですよ。で、その指名の範囲をね、一般競争にしますと、全範囲、ある程度範囲は狭めるわけなんですけども、例えば近隣市町っていいですか、安芸郡４町の中から、そういった、県での受注実績のある業者を一般競争で選ぶとか、そういった考えもあると思ったんですよ。で、今基本的に、指名競争入札を基本に発注を行ってまいりたいという答弁をいただいたんですけども、それは今後、ですから検討の余地がまだあるのか、どれぐらいの検討されているのか、その検討の過程がもしわかれば教えてください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅） 最近のケースで申しますと、今おっしゃいました、安芸郡内、それから安芸区、これを一番地元だというふうに思っておりますが、業者の方も減られまして、

大体この間では、全体、大きな工事の場合は、全社指名に近い形で行っておりますので、その場合には一般競争においても同じだと思います。それからもう一つに、県で一般競争入札に携わってきましたが、一般競争入札の場合には資格要件をいろいろ定めますので、これの審査に時間を要しまして、入札期間が長引くという、今回の町長答弁で透明性や競争性、それから今議員おっしゃいましたように参加しやすいというメリットもございますが、そういったようなところのデメリットもございますので、今議員がおっしゃいました、指名機会の拡大という分は指名業者を増やすとか、そういったようなところの対応していきたいと思いますので、せっかくのご提案ではございますが、基本にということで一般競争入札をどう取り扱うかというのについては、まだしばらくは研究にとどめたいと、そのように考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）今、副町長言われたんですけども、この中で、ちょっと気に障ったといえますか、あの、一般競争で、その業者の受注能力があるかどうかというのを判断するのに時間がかかるということを言われましたよね。なので、逆に言えば、もっと早くに発注をするように、それはやっぱり、予算の関係もあると思うんですけども、そういった考えもあると思うんですよ。ちょっと離れるかもしれませんが、例えば、今回あったプールの案件につきましても、もっと早くに指名をして、入札の時期ですよ、もっと早くにできるようなそういった努力をね、やることができたではないか、ということは結局、施工期間が短いということは業者にとっても不利になります。ただ、出すほどお金がないことには発注もできないんですけども、そういったまず努力ということはされてるんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この度につきましてはご説明しましたように、国の経済対策を活用するという形で工期が問題になりました。今後はですから、今回のに考えまして、年度当初発注ができるような形で、その、期間を確保してしていきたいと。しかしながら、そういうような中でも、やはり発注時期を早めようと思いますと、入札期間を短く、設計期間もですが入札期間も何とか短くしたいという考えもございますので、工期は十分に取れるように図りたいと思いますが、それ以外の設計期間でございますとか入札期間の短縮ということに努めてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番(宮坂)競争入札の考えに関しては、いろいろな方法が試行されておりますので、その辺はよくよくこれから吟味されて、地元業者の育成を考えながらも、いかにね、安くいい工事をしてもらおうかというのが町のためでありますので、それを第一義に考えての今後の発注をお願いします。次に、中学校の件なんですけども、えーとですね、私も縷々考えてはいたんですよ。で、他市町の事例を参考にしながら可能か検討していくという、そういう答弁しか出ないのかなというふうに思ったんですけども、では現在、現段階で、ま、教育よりも建設のほうに聞いた方がいいかもしれないんですけども、考えている施策というのがありますか。それと、まずその現況を教育委員会、建設部、見に行かれていますか。

○議長(久留島)副町長。

○副町長(三宅)今一つ検討させておりますのが、総合公園におきましてこの度、テニスコートの人工芝を張り替えました。テニスをするに当たっては使えないというか、張り替える必要があった人工芝ではございますが、こういった対策に使えないかということは今検討させております。それから現場については、私のほうも見に行っております。

○議長(久留島)宮坂議員。

○11番(宮坂)一応検討としてはすばらしい検討をしてもらってると思うんですけども、実現可能かどうかという点が1点と、まず、それをしようと思ってもですね、予算の問題があり、期間の問題がありということがあるんですよ。あのね、これがね、質問の最初にも言ったんですけども、今までなかった状況が起こっているんですよ。今まで、各町内、各小・中学校ございます。やはり校庭がありますんで、砂塵のご迷惑と言いますか近隣にはやっぱりあると思うんですけども、ちょっとニュアンスがね、違うんですよ。今までなかったことが突然にいいいますか、急に出てくるという、そういったぶんに対しまして、早急な対策を今考えれないというふうに今あったんですけども、例えば私が言ったのは、植林をして、それでもあんまりほとんど意味はないかと思うんですけども、そういった対策を近隣住民の方と、では、副町長、先ほど人工芝等を考えてるって言われたんですけども、近隣住民の方と、こういった方策がありますかねというふうに、考えられた上のお答えなんでしょうか。一方的にこちらがそういうふうに考えているという答弁なのか、協議の上でのこういった対策がありますよねっていう答弁なのか、その辺をお願いします。

○議長(久留島)副町長。

○副町長（三宅）前半部分だけ申し上げますと、こちらについてまず最初のご要望が、ネットをもっと高くしてくれというのがすぐ出たんです。それはすぐに対応したんですが、砂塵につきましては見に行きましたと申しましたが、これは議員からの通告があつてからという形で、現段階では、今の実施状況はこのあと建設部長から答弁させますけど、それからそういった検討にちょっと入っておりますので、そういう意味では少し出遅れた感がございます。まだ、近隣の方と協議をしてという検討状況ではございません。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）先ほど副町長から答弁いたしました人工芝でございますけれども、ちょうど今、総合公園テニスコートの張り替えの工事が進んでおります。そこで発生した人工芝については、直ちにその中学校の方に、2日3日前だったか、先週だったと思いますけれども、中学校の方に直ちにですね、搬入いたしております。これについては、どのように設置するかということについて、学校の方と協議調整しながらですね、調整がつきましたら、できるだけ早い時期に、シートの方はその設置するという方向で進めていきたいと考えております。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）あわせて、地域住民の方と学校、また行政との話し合いということでございますが、海田中学校に関して言いますとプール側と、逆に左右の両面あります。あわせて、その地域住民の方と学校、代表で言いますとももちろん校長になるんですけども、そのすり合わせということは実施しております。また、学校でできることということであり、例えば体育の授業の場所の持ち方、また部活動でのあり方、その場所の確保等も含めて、学校の方では検討しております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）今、教育課長言われたんですけども、単純に人工芝と言いますか、それ余つとるのを敷いたら、今、あそこ辺、元のプール跡地は、サッカーとかを特によくやっていると思うんですけども、その活動に影響が出てくると思うんですよ。その辺も協議しながらやると言われたんで、十分協議しながらやっていただきたいと思うんですけども、安易に、議員の方から砂塵の問題がありますよってあつたんで、それでたちまちじゃこういう対策しましょうかいうぶんを、早急な手筈をやってもらうぶんはうれしいんですけども、それによって学校教育、特に生徒の部活動、ね、それに支障があってもいけないと思うんで、その辺はよくよく現場とあと住民の方々とよく話した上で、対

策を講じてもらうってお願いで、終わります。

○議長（久留島） 8 番、岡田議員。

○8 番（岡田） 8 番、岡田です。防災対策について。広島県が 10 月に発表した南海トラフ巨大地震等による広島県地震被害想定調査結果の概要によると、海田町では道路や住宅密集地が水没し、津波や液状化で最大 1,000 人を超える死者やそれを上回る被害者が出るということで大変驚いております。地球が活動期に入り地震がかつてないほどの規模で発生していること、また活動期に入った地球に加え、温暖化現象で、先のフィリピンのレイテ島での大災害をもたらした台風 30 号のような規模の災害がどこで起こっても不思議ではない状況に直面していることなどを考慮すれば、今までの防災計画でいいのか、甚だ疑問に感じます。そこで質問をいたします。1、防災計画の見直しは新しい状況の変化に対応して、順次更新をする必要がある。2 番目に、地域の自主防災会に具体的な資料を提供し、避難路や避難場所を地域の自主防災会で再検討を促す。3、町として海拔表示は来年度ということではなく、即時に実施すべきです。できないのなら、資料を自治防災会に通知をする。町として防災避難棟のような建物の指定や建設を検討する。以上 4 点について見解をお尋ねをいたします。2 番目に町道歩道の整備と段差の解消について。道路交通法では電動車いすが歩行者扱いになっています。最近町内でも電動車いすが増えています。歩道の中に電柱があり狭くなっているところが何か所かあります。順次整備する必要があるがどのようにするのかお尋ねをいたします。少子化対策について。海田町は広島市などの他の市町と比較して少子化対策が進んでいる部分があります。しかし、消費税増税に伴い、若い世代の生活はますます苦しくなっております。そこで提案をいたします。子どもたちの医療費を入院に合わせて通院も中学校を卒業するまで無料にすることはどうでしょうか。また、幼児の保育料を第 2 子目から軽減をしたり無料にするなど、具体的に経済的な負担を減らすことを町としては、してはどうでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） 岡田議員の質問に答弁をいたします。まず、防災対策についての質問でございますが、1 点目については現在策定中の地域防災計画の中で、災害対策基本法の改正、ゲリラ豪雨等に伴う浸水被害や地震被害想定を考慮した見直しを行っているところでございます。2 点目につきましては、地域防災計画を策定後、具体的な資料を自主防災組織等へ配布をしたいと考えております。3 点目については、来年度早い時期に海拔

表示を実施する予定でございます。４点目については、現有の公共施設に加え、順次、緊急避難施設の指定について取り組んでいるところでございます。このため、避難建物を建設する考えはありません。続きまして、町道歩道の整備と段差の解消についての質問でございますが、歩行者の多い海田市駅周辺地区は、昨年度策定したＪＲ海田市駅周辺地区バリアフリー整備計画に基づき、順次整備してまいります。海田市駅周辺地区以外の道路につきましても、住民からの要望に対して検討してまいりたいと思います。続きまして少子化対策の質問でございますが、１点目についてはこれまでも答弁してまいっており、中学校までの通院医療費の無料化は考えておりません。２点目については、２子以降の保育料の軽減は既に行っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○８番（岡田）再質問させていただきます。ゲリラ豪雨とか浸水対策に対して、避難想定をして見直しをするというふうなことなんですけれども、ご存じのように１０月に県が発表した私たちが見てみたら県のインターネットでものすごい資料があったんですけど、それを見る程度なんですけれども、それによると今までの想定いうんですかね、それが随分変わったような厳しい状況が見えてくるんですよ。それに対して、今までのやり方では対応できんのじゃないかと思うんですよ。この前、議会の方で補正予算組んでいただきまして災害対策で石巻と関東地区というところへ行ってきたんですけども、あそこらでも津波が、結構被害が、近年で大きなのが３回ぐらい来て住民の人の意識が高かったんですけども、それでもなかなかまだまだちょっと油断したんじゃないかというふうなことを言われとったんですけどもね、そういうふうな面でやっぱり啓蒙も必要なんですけれども、具体的にそういうふうな、例えば避難場所ですよ、そういうふうなものも今までの避難場所、それをちょっと変えていかないけんのじゃないかというふうに思うんですけどね。例えば、今、一次避難場所ですかね、何か所かあって、それで今度は各小学校とかなんかの拠点避難場所というふうな格好になっておると思うんですけども、その、一次避難場所にしても、今のこの県の最悪の状況で考えられておるんでしょうけれども、一次避難場所にしても本当にはたして津波とか地震が来たときに、そこで大丈夫かなという懸念があるんですね。例えば備蓄の品物にいたしましても、拠点避難場所にはいくらかはあるんでしょうけれども、いわゆる一次時避難場所と言われているところに、本当にこう備蓄するものがあるのかないのかいうふうなもの、私たちわからないところがあるんですけども、まずこの避難場所そのものを根本的に見直す必

要があると思うんですけど、その考えがあるかないかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）ただいま議員ご指摘のとおり、県の地震被害想定、随分と以前と比べて津波が奥までくるという想定になっております。根本的にその避難場所、昨今言われております垂直避難等、高さのあるビルに避難するということも想定を当然していかねばならないということで、今回の地域防災計画の中で、避難場所については、そういった避難場所、公共施設の避難場所、プラス 10 月末に安芸農業協同組合と締結をいたしました浸水時緊急避難施設、そういったものも順次活用しながら民間の施設も活用しながら、広げていきたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8 番（岡田）そういうふうな施設いうんか上の、3 階 4 階のような施設があったらいいんですけど、なかなかマンションいうてもなかなか難しいでしょうからね、管理組合との関係があって、この前の閑上地区へ行ったときは、そこらも緊急だったんですけど、結構いわゆる陸橋いうんですかね、あの歩道橋の陸橋言うんですか、今陸橋が撤去するような方向で行っとるんですけども、結構あそこら陸橋の方に避難をして無事だったというふうなところで、いろいろ視察に行かれるようなところが、そういうふうな陸橋みたいなのも応急的な避難場所みたいなので、残しとかないけんのじゃないかというふうなことを、使う歩道陸橋、あれを使うというふうなことをされておるといふようなところも、だんだん出てきておるといふんですけれども、当然ちょっと整備、今のままじゃいけませんからちょっと整備をせんにゃいけんのんですけれども、そういうふうなことも、やっぱり考えるいうんか方策の一つに考えにゃいけんのじゃないかと思うんですけど、その辺のところをお願いします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）ただ今議員の方からマンションは難しいのではないかというような話もあったんですが、今現在、本町といたしましても垂直避難できるマンションについて抽出をしております。可能であればマンション組合等とですね、交渉してですね、浸水範囲のマンション、これを指定していきたいなと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8 番（岡田）結構マンションは、多いですからね、それができたらかなりの部分避難、ほんと一時的なものだと思うんですけどね、それも。住民の方がおられるわけですから、

そこにちょっと長くおられるというのはまた、いろいろほかのことに支障がでてくると思うんですけども、それと今の陸橋のことですよね、ああいうようなものも是非とも考えてもらいたいんですけども、それとあと今の一次避難場所に対する備蓄ですよね、あれはどういうふうになっとるんですかね。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）今現在、各小学校にそれぞれ備蓄の方を配置しているという状況でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それは拠点避難場所として当然備蓄はされておると思うんですけども、で、今の一次避難場所にはほとんど備蓄はないというのでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）現在のところはございません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）これもやっぱり備蓄する必要があるんじゃないかと思うんですよね。で、この前の閑上とか行った時に、一番困ったのは紙おむつとかあるいは乳幼児の方のミルク、こういうふうなものが全然足らなかったと。ああいうところは、あそこらはかなり防災意識が高くてそういうことをやっておられるんですけど、そこでもなかなかそういうふうな状況だったと。食料にしても、なかなか1日2日は本当に食べないとか、で、どうしてもお年寄りの方とか子ども優先になるとか、そういうふうなことになってくるから、なかなか本当に大変だったというふうなことを言われたんですけど、そういうふうなやっぱり拠点避難場所だけではなくて、一次避難場所にも、そういうふうなある程度の備蓄いうんかそういうふうなものも必要じゃないかと思うんですね、今からですね、避難経路にいたしましても、やっぱりこのちょっと根本的に変えていかないとやいけないんじゃないかと思うんですよね。例えば災害が起きたときは、遮断機、多分下りると思うんですねいろんなことで。そうしたときにどういうふうにして、いったらいいんかとか、いろいろなケースがあると思うんですよ、で、そういうふうな、根本的に見直して、やっぱり東日本は想定外の事が起きた、実際起きやせんよというふうなこと言ったんですけども想定外のことが起きたわけですから、今から、想定外のことが起きても不思議ではない、そのための、起きますよというわけですから、そのための対策いうか、そういうふうなものはやっぱり無駄であってもある程度はとっていく必要があるんじゃない

いかと、自治体としてね、とっていく必要があるんじゃないかと思ってこういうふうな質問をさせてもらったんですけれども。それとなかなか海拔表示も、ずっと言っとるけど来年来年という言われとるんですけどもね、今どんどん府中やなんかでもそうですけど、広島市、これ国道か国の関係かどうかもしれませんけどね、ずっと電柱に海拔がずっと表示してありますよね。あそこの坂の小屋浦のほうでも結構表示してあると、何で海田で、ぼつりぼつり見るのは見る、電柱の方にやってあるんですけど、何でこう町の方とか、えらい来年来年と、そんなに難しいことじゃないと思うんですけどね。早急には、なんか理由があるんですかね。できないいうんか。予算的にもそんなにかかるような感じじゃないと思うんですけども、そのへんのところをちょっとお願いいたします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）海拔表示につきましては、前回の議会でもお答えしましたけれども、国の方では6か所の設置をするということで決まっておりますが、県のほうが具体的に表示箇所を示しておりません。一応年度末ぐらいになろうかというふうに考えておりますが、そういうことも踏まえて重複の表示にならないような形で表示をしたいということで、来年度、地域防災計画を策定した上で、町内各地に各所に海拔表示を実施したいということで、来年度行うということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）今の答弁だったら国と県が重複しないよというふうなニュアンスで受け取ったんですけども、他の実際にやっとする地域がありますよね、府中ですか坂か、ああいうふうなところはどうなるわけですか。自分の町でやっとするところというのは、そのままいったら重複するような格好になって、同じようなことになってもうちょっと来年度以降ということなんですけど、早期にやっとするところというのは、重複しても構わないというふうな考えでやっとしてんか、そうじゃないと思うんですけどもね。できるというか、重複しないところはいくらでもあるんだから、やろうと思ったらできるような気がするんですけど、何か極端な言い方をすると、海拔表示をして、ここらあまり高くないからですね、危ないというふうなことになったら、いろいろとこのあと住宅とかなんか建てる場合に不利益、なんかあんまり建てたくないという格好の中で、なんかそういうふうなことがあるんかないいうふうな感じも受け取るんですけども、やっぱり県とかなんか重複するからやらないということなんでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）他の市町の状況はちょっとわかりませんが、本町においては防災計画を立てて、その中で県と重複しないような形で表示をしたいということで、来年度早いうちに、表示をしたいということでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）防災計画を立てる場合ですよ、これ大変専門的なことになってくると思うんですけども、これは町独自の計画いうんか、いろいろな人の意見を伺うことになるんでしょうけれども、専門家とか、いわゆる大学の先生とか何とか、町の中でのそういうふうな意見を伺う人いうんかも、おられるんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）委員長として町長、副町長の方も入っておりますし、水道課長の方もその中には入っております。消防団長でありますとか、関係機関、警察、消防署、そういった方もその中には含まれております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）この新しい防災計画というのは、以前、平成18年ぐらいだと思う、作成して結構これぐらいの分厚いのがあったと思うんですけども、それとかなり変わってきておるいうんか、厳しくなってきたおるいうんですかね、当然そうなるだろうと思うんですけども、そうした場合、例えば先ほどの避難経路とか何とかいうふうなのは、そういうふうな災害が津波とか液状化の現象いうふうなのが対象いうんか、今のこの10月に出た、そういうふうなのを踏まえたようなものになるんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）今回の地域防災計画の見直しの中で、特に避難経路につきましては、やはり従前と同じように、主要な町道でありますとか、県道、国道、そういったところの経路は、特に変える予定にはしていません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）私がちょっと、当然見られておると思うんですけど県の津波の浸水とかで、黄色いような色でぱっと浮き上がってくるいうんかあいうふうな画面を見させてもらったんですけど、役場と瀬野川の左岸ですよ、役場は浸水しないと、今のこの場所ですね。瀬野川の左岸の方はほとんど全部黄なような浸水地域というふうなことになったんですけどもね、そういうふうなのを見たら、従来の計画と避難経路とあまり変わってないというふうなのは、ちょっともうちょっと検討が必要じゃないかと、見られた方

皆そう思われるんですよね。やっぱりそのところももう1回ね、やっぱりつくられるんだったら再検討いうふうなことも必要じゃないかと思うんですけども、そのところもう1度お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいました中には課題が二つございまして、一つは県が発表しました被害想定の中では、瀬野川の護岸が今耐震性がないということで、まず瀬野川の護岸がこの度の想定地震では崩壊すると。それによって、浸水が始まるというところになっておりますから、その点につきましては瀬野川の護岸の耐震性を保ってもらえば、そこまで海田町は被害が進まないというところがございますので、ここについてはまずその、避難経路とかというよりは瀬野川の護岸の耐震性というところをまず求めていきたいと。二点目のそういった中であれしておりますのが、避難経路で一次避難場所というよりは、あの時点では夜間とかを想定した場合には、直ちの避難、相当遠距離への避難が難しいという形の想定となっておりますので、避難経路というよりは議員最初におっしゃいましたような近所、例えばマンションとかそういったその近所で垂直避難ができる、そういった場所を確保するというところを、そういうような部分につきましては、昨日もご答弁いたしておりますが、この16日に防災会議にかけた上、また議会の方とご相談させていただいて日程のほうは決めていただきたいと思いますと思いますが、地域防災計画の見直しをお示ししましてご意見を伺いたいと思っております。その中では、当然に国の計画、県の計画に沿っておるところもございますが、従来、この本会議やその他の場で議員の方からいろいろお示しいただいたものについてもそこへ盛り込むようにしておりますし、当然この10月のものも受けての修正を行っておりますので、詳細につきましては、全てのちょっと答弁もここでできない部分もございますが、そういったお示しするところで十分、またご議論をいただきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それでは次の、電動車いすで歩道のところのことなんですけど、ご存知のように町内、これは駅前のことしか書いてないんですけども、何箇所か最初は広いけどだんだんだんだん狭くなって、電動車いすが前進もバックもできないところが何箇所あるとかいうふうな状況なんですけれども、そういうふうなところの整備いうんですかね、そういうふうなことなんですけれども、例えば、ちょっと例を出しますと、あそこの日下橋があるんですけども、あそこから広島の方へ行く場合ですよ、広島の方へ

行く場合左側ですかね、防護壁がずっとあるんですけども、あそこがどんだんどんだんこう狭くなって車いすが通れんような状況になって、また普通の状況に戻るといふような状況があるんですけども、ああいうふうな所あそこは国の管轄かもしれませんが、ああいうふうなところとか、あるいは三迫の南小学校のところの入口ですかね、上の方の入口です、三迫団地の方の、あそこに電柱の方にガードパイプが歩道のところにやっであるんですけども、山側にね、道祖園の方に、ずっとガードパイプが。で、あそこの途中もガードパイプの中に電柱があって、ずっと車いすかなんかで入って行ったら、そこが狭くて通れんというふうな状況のところが何箇所かあるんですよ。そういうふうなところを、整備いうんか、なかなか電柱を撤去するいうふうなことはなかなか難しいかもしれませんが、そんなところが町内何箇所かあるわけですね。今からだんだん高齢化になって、電動車いすのだんだん性能は良くなって、走る距離が長くなるようなこともあるかもしれませんが、やっぱりどんどん増えてきたら、そういうふうな対策というか、あるいは段差もそうなんですけども、そういうふうなことを準備していく必要があるんじゃないかと思うんですけどもね。そういうふうなところを、順次でもこの計画的にされるというふうなお考えがあるかないか、お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）海田町周辺地区につきましてはバリアフリー整備計画に基づき行っておりますが、この中でもやはり解消できないところが、どうしても出てまいります。今おっしゃいましたところ具体的なのが2点でしたから2点的な所で申しますと、1点目につきましては、国道2号につきましては、現在の交通量を考えた場合に歩道を拡幅というのは非常に難しいと聞いております。今後歩道を拡幅するに当たっては、現在2車線に片側2車線になっているのをバイパス等ができて片側1車線にできる交通量になれば、そういったところに着手したいという話を聞いておりますが、現在の交通量を確保という形になれば、今の国道においてというところは無理だと思いますので、逆に、例えば、歩道の狭い部分があるというような表示をすることによってほかに迂回していただくとかそういったところをしなければいけないのかなと、これは次におっしゃいましたところ、これは電動車いすだけではなくに、歩道の確保という形で自治会要望とかそれからPTAの方から要望してますが、その多くは、海田町の場合として、狭あいな道路が多々ございますので、歩道を確保すれば車道が車が今度は通れなくなるといったような問題が出てまいりますので、やれることはいろいろやってまいりたいと思います

が、今おっしゃいましたような、特におっしゃいましたような所については何らか違う抜本的な解決をしなければ難しいと、打つ手はなかなか少ないんじゃないかといった実態でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）そういうふうに言われたら進まないいうかね、やっぱりよく言われるんですけども、海田町は子どもさんとかなんとかいうふうなことには熱心だけれども、高齢者の人いうんか、そういう施策が進んでないんじゃないかなというふうなことを町民の方に言われるんですけども、そういうふうなのでやっぱり言われることはわかるんですけども、もう少し前向きいうんかいろいろな方策で対応してもらいたいと思います。3番目の入院通院医療費でもなかなかやらないというふうなことで、ちょっとこう厳しいと思うんですけども、やはり今、他のところ、安芸郡でもね、やっているところがありますから、そういうふうなのはこれちょっとこう率先してリードしてやっていくというふうなことも必要、特に若い世帯ですからね、必要なんじゃないかと思うんですね。それによっていわゆる定住というか、そういうふうなことにもつながってくるんじゃないかと思うんですけども。よく最近テレビやなんかでね、ものすごく住んでよかったまちとか、施策のすぐれてるところ、ぽつりぽつりと出るんですけどもね、そういうふうなところは結構福祉とかなんとかいうふうなことには力を入れておるわけなんですけどもね、海田町もそういうふうなことがあってもいいんじゃないかと思うんですけども、で、あの通院の医療費の分と保育所の2人目以降は減免をしておりますよというふうなことなんですけども、これもやはり、少子化少子化いうてもあれなんですけどまあ、若い世代を応援するということで思い切ってそのぐっと無料にするとか、そういうふうなことをして、やっぱりこの若い世代に住んでもらうと、そういうふうなのも一つの町としての施策じゃないかと思うんですけども、その辺をもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）これからも子育て支援策についてはいろいろと取り組んでまいりたいと思いますが、この度、議員ご提案の中学校までの通院医療費無料化、それから、第2子以降の保育料の軽減と違いまして第2子以降の保育料の無料化につきましては、現時点では困難であるというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○ 8 番（岡田）それは財政的に困難というか、それとも他の施策いうんか、そういうふうなものでやるからという、どちらでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）両方でございます。その財政的にどういうんですか、子育て支援策にすべて青天井でいけるんでしたらそれをいたしますけども、限られた財政、先ほど議員もおっしゃいましたように、子育て支援策以外にもいろいろとしなければならない施策がある中で、限られた財政の中でどういった施策を講じていくかということを考えていかなければいけないということを考えたときに、この二つにはまだ着手できないということでございます。

○ 8 番（岡田）終わります。

○議長（久留島）この際、暫時休憩いたします。10 時 20 分再開です。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 05 分 休憩

午前 10 時 20 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。12 番、西山議員。

○ 12 番（西山）12 番、西山です。3 項目数点について質問いたします。まずはじめに、地方公会計制度についてでございます。現在、海田町では総務省方式改定モデルを採用され、財政状況をわかりやすく説明する取り組みを、一層推進するため、財務書類 4 表を作成されておりますが、総務省の今後の新地方会計の推進に関する研究会が平成 26 年 4 月をめぐりに新たな報告書を公表する予定でございます。7 月には中間報告がなされました。そこで質問いたします。今後この改訂モデルは一番欠陥があるということで、新しく平成 29 年には違った形での会計制度になる方向性でございますので、この海田町におきまして新地方公会計制度に移行する年度はいつを想定されて今準備をなされておられますでしょうか。次に、ウィンドウズ X P 2014 年問題について質問いたします。マイクロソフト社のパソコン用基本ソフト、ウィンドウズ X P のサポートが来年 4 月に終了いたします。そこで質問いたします。1、現在 X P 登載のパソコンを使用しているか、及び使用台数は何台でしょうか。次に、新しく整備する時期は決めておられますでしょうか。また、それにかかわる費用はどれだけの予算の想定されておりますでしょうか。最後に、教育環境整備についてでございます。本年度、地域の方々に実施をされま

した海田町学校教育意識調査の結果が公表されました。そこで質問いたします。まず、問 1 の、海田町立小・中学校についてどう思われますかという調査結果、わからないが 35.1 パーセントでございましたけども、この分析はどのようになされておられますでしょうか。2、問題 2 の、海田町立小・中学校に望むものは何ですかという結果はどのように分析をなされておりますでしょうか。3 の問、教職員の資質や指導力に求めるものの結果の分析はどのようになされておりますでしょうか。4 の質問、海田町教育委員会が特に力を入れるべき施策に対しましての分析はどのようになされておりますでしょうか。今回の回答総数 359 名でございましたが、実施総数はいくらだったでしょうか。また、この実施総数の地域の方々の抽出ですか、それはどのようにされましたでしょうか。最後に、それぞれの調査結果を踏まえ、今後の海田町の教育のあり方はどのようにお考えになられておりますでしょうか。次に、土曜授業の拡大についてでございます。文部省におきまして土曜授業を促進するために、学校教育法施行規則の改正案が固まり公布すると聞いております。そこで、お尋ねいたします。海田町教育委員会の土曜授業の方針はどのようにされるお考えでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の 1 番目と 2 番目の学校を除く部分については私から、残りについては教育委員会から答弁をいたします。まず、地方公会計制度についての質問でございますが、導入の時期につきましては、新しい基準による作成マニュアルが平成 26 年 4 月以降に示される予定となっておりますので、その内容を確認の上、判断したいと考えております。続きましてウインドウズ X P の 2014 年問題についての質問の内、小中学校を除く部分でございますが、1 点目については現在は全ての課で使用しておりその台数は基幹システム系のパソコンが 141 台、それ以外のパソコンが 32 台、合計 173 台となっております。2 点目については、基幹システム系パソコンについての対応は既に終わっております。それ以外のパソコンについてはサポートが終了するまでに切り換えが必要かどうか判断をしております。3 点目については、基幹システム系以外のパソコンについて、今後、切り替えの必要性の検討に併せて積算しております。それではその他の質問につきましては、教育委員会から答弁しますのでよろしくお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）ウインドウズ X P 2014 年問題のご質問でございますが、1 点目については学校にあるパソコンは全て X P 搭載となっております、6 校で、教職員用が 150 台、

児童生徒用が 240 台でございます。2 点目については、教職員用 150 台及び児童生徒用のうち 80 台は本年度 3 月に入れ換えを予定しております。また、残りの 160 台については、リース切れに合わせて平成 26 年 8 月に入れ換えを予定しております。3 点目については 5 年間で合計 1 億 200 万程度を見込んでおります。続いて、海田町学校教育意識調査の結果についての質問でございますが、1 点目については、小中学校へ通学していない家庭への町教委・また学校の発信力に課題があったと捉えております。2 点目については、豊かな心を育てる指導が 74.4 パーセントと最も高く、次にいじめ・不登校・暴力行為等への指導が 50 パーセントを超えております。こうした結果から高い数値の学力の定着と体力・運動能力の向上とともに、今後特に力を入れていくべき課題であると考えております。3 点目については、教育的愛情と教育に対する使命感を持つ、が 64.3 パーセントと最も高く、次に、社会や子どもの変化への柔軟な対応ができる、となっております。教職員には、子どもに対する教育的愛情と子ども・保護者への真摯な姿勢を身につけるよう、効果的な研修を組み教職員の指導力を高めてまいります。4 点目については、人としてのあり方を考える道徳教育が、76.0 パーセントと最も高く、次に、いじめ・不登校・暴力行為等の問題の解決を図る教育、また、学力向上への教育の推進の順となっております。この項目につきましては、保護者結果の数値も高いことから、引き続き有効な施策を推進してまいります。5 点目については、実施総数は 395 名でございます。6 点目については、町内の民生児童委員さんに、担当地区から町内の小・中学校に児童生徒が通学している家庭を除いた 10 家庭程度を選んでいただきました。7 点目については次年度においては、地域保護者の要望がかなり高かったグローバル人材の育成について、特に英語教育の充実について取り組んでまいります。次に、土曜授業の拡大についてでございますが、教職員の勤務体制や土曜授業の内容について課題があると考えておまして、今後、国や県の動向、近隣先進地の状況を見極めながら判断してまいります。

○議長（久留島）西山議員。

○12 番（西山）再質問いたします。まず、新地方公会計制度移行する年度はいつかという質問の答弁で、作成マニュアルが平成 26 年 4 月以降に示される予定となっておりますのでその内容を確認の上判断したいと考えておりますという答弁でございましたけども、この中間報告はホームページに掲載されているわけですね。それを見れば、こういった方向性で国は動いてるっていうのは把握してないといけないと私は判断しております

が、その点についてまずどうでしょう。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）この度の中間報告の内容を見ますと、海田町の現在採用している総務省方式の改訂モデルから変わる部分につきましては、まず、固定資産台帳の整備というところが求められているところだろうと思います。それと、今後の方向性といったしましては、現在決算統計データをもとに作成をしておりますけれども、それを個々の取引について発生の都度、又は期末に一括をして発生主義により、複式仕訳を行うということだろうと思います。現在、基準モデルを導入している団体につきましては、システムにつきましてもそれ用のシステムを導入し、毎年度、会計事務所において、作業の方をお願いをしているような状況でございます。同様にこの中間報告を見ますと、これらの対応について、地方公共団体の規模による違い等も踏まえて検討する必要があるというふうな報告が出ておりますので、その内容を確認をして、導入の時期については検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今回の見える化、財政の、各自治体の見える化でございますが、前回も質問させていただいて、海田町で改定モデルを採用してちゃんとしてるということでした。しかし今回の研究会の中間報告、また、平成24年新たに報告が出る内容はですね、結局、それぞれ今この会計導入しているモデルでは4種類であったわけですね、その中で一番改訂モデルっていうのが安易っていいですか。簡単であったと。あと基本モデルであれば、もっとそれは今、研究会が研究して、これではいけないと言われた、該当しなかったわけですが、安易に出せるもの、策定の根拠、財政の策定の根拠にされておりますので、今回質問させていただいたわけですが、今、一番問題になっているのは、複式簿記を入れるという、この重大な専門性のある人を、今からどう育てていくのか、そういう人を採用していくのかという問題もございまして、会計事務所にすべて、固定資産の詳しい台帳作成とかも含めまして、準備をしておかないと、平成29年までには、方向性としたら、この新しい改訂モデルでは、満たしてない部分のしていくような方向性で今、総務省が動いているんです。その点について、この答弁では、ちゃんと出てから判断したいとおっしゃいましたけど、来年度の予算編成されるときにもこういった視点も大事と判断しておりますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）地方公共団体の複式簿記化についてでございますけれども、先ほどから出ております中間報告においても、国際公会計基準の動向や国の公会計基準の位置づけに変更がある場合は、地方公共団体の公会計制度の見直しも必要というふうな報告が出ております。もちろん、この方針が出ればですね、海田町においても、遅れることなく対応していく必要があるかとは思いますので、この中間報告に基づく作成マニュアル等でより具体的になった段階で、的確に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）この改定モデルでも策定をしている自治体、町村で、100パーセントではないので、海田町は前進的には取り組まれていることは評価いたしますが、いち早く導入に向けて対応されるべきだと考えております。次に、実はパソコンのウィンドウズXPの2014年問題ですけど、私はこれほど多くまだ町内にあるとは、ネットワークの部分では新しくなってると思っておりましたので、高額の予算で、昨年か一昨年ですね、整備をしたことで随分解決はしてると思判断しておりました。で、ある部分各課にまだ少し残っているんじゃないかという判断で今回質問出させていただきましたが、これ、相当の財源がいると思っておりますが、切り換えが必要かどうか判断してまいりますとおっしゃっておりますが、財源確保も含め、毎年、どれだけの新たな切り換えをしていくかという計画がいるんじゃないかと思っておりますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）基幹系のシステムにつきましては、昨年度切り換えておりますので対応は終わっております。それ以外のパソコンで32台という数字を挙げさせていただいておりますけども、これは各課が各課の予算で事務効率等のために購入したパソコンでございますので、その各課の事務の手順に合わせて切り換えをしていただくものでございまして、総務課の方でそれを取りまとめまして、切り換え、何年度に切り換えて購入していくというような、一括した計画の方は策定しておりません。総務課の方で管理しておりますのは、基幹系システム、住基系システムと財務系の町のメインシステムの更新について、計画を立ててやっているとそういうことでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今各課の予算で購入してるものに対しては、各課で判断ということですが、大事な町民の皆様の財産といたしますか、データ情報が入っているパソコンでございます。ウィルスの対応ができなくなるということが問題ですので、それは各課に任せるのではなく、やはり、総務課といたしますか、そっちが主導で検討されるべきと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）基本的には電算担当課でございますので、例えばこのXP、外部と接続しているものにつきましては、早急に取りかえるようにと、そういうアナウンスをしております。それ以外のパソコンで、例えば議事録作成システム等ありますけれども、そういうネットとかに使ってないものについては、例えば機器が壊れるまで使うのかとか、ソフトが切り換わるまで使うのかとか、そういう判断については、各課の方に任せるとそういうことでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）続きまして、教育環境整備の意識調査の結果についてでございます。海田の住民の方の判断の結果は素晴らしいと思ってこの結果表を見させていただきました。問2の海田町小・中学校に望むものはないんですかっていう質問に対しまして、先ほど答弁がございましたけども、豊かな心を育てる指導を求めます。また、いじめ・不登校・暴力行為への指導を頼みますと。ここで一つ問題がありましたのは教職員と児童保護者との信頼関係を求めるというパーセントが随分多いということは、もちろん学力の向上もさることながら、教職員に対しての資質向上っていいですか、それを求められてると私は判断いたしましたけども、その点についてはどのように分析なさったでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今、ご指摘いただいた教職員ですが、49.0パーセントとなっております。一方で、各学校の方にもこの意識調査はしております。その意識調査を見ますと、小学校では90ポイントを満足しているという満足度が肯定的な評価が90パーセントを超えておりますし、中学校でもかなり高いものがある。同時に、教職員に対して信頼関係を求めてほしいというのが高い数字がございます。この50パーセント近くがそうやって地域の方でも求めておられる、これは今も学校満足しているけれども、さらに教師が子どもたちの気持ちを酌み取っていただきたいと、教師と子どもの関係を良好に保ってい

ただきたいと、その希望の表れだとそう分析しております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）そういたしますと、小・中学校の満足度の調査で、わからないが35.1パーセントあるわけですね。それで、今の答弁との整合性は少し崩れるのではないかとと思いますが、次に一番私が気になりましたのは、問3の、教職員の資質や指導力に求めるもののパーセントが一番多いのが、社会や子どもの変化に柔軟な対応、教育に対する教職員の使命感、高い倫理感、豊かな人間性。これは学校調査とほとんど余り差がないように私判断したわけです。先ほどの答弁には子どもに対する教育的愛情と子ども・保護者への真摯な姿勢を身につけるよう、効果的な研修を組み、教職員の指導力を高めてまいります、とありますが、私は指導力を高める前に、教職員の資質の向上、もっと根本的なところの向上ですね、それを変えない限り、いくら指導力の向上、学力の向上を図ったとしても、学力向上だけを図っていけば、勉強だけすればいいという、思いやりとか人の心が育たないという方向性にも行ってしまいます。ですから、私が一番この調査結果で気になりましたのは、保護者の皆様、地域の方が、教職員の資質向上、子どもの愛情の、かける資質の向上を求めている結果ではないかと私は分析をしてるんですけど、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）最初の方のご指摘にありました、満足度との関係ですけれども、これはわからないという項目があるのは地域の方だけでございまして、小・中学校の保護者に対しての満足度は90パーセントを超えていると、そういう説明でございました。それとも、もう1点の教職員の資質の向上の分ですが、この項目自体は、県教委が意識調査を同じ項目で定期的にやっております。その項目を持ってきたものでございますが、同様に、県全体で調べてもですね、これとほぼ同じ程度を、教育に対する使命感とか、教職員の信頼関係がまだ不十分だと、そういう声が出ております。特に平成10年当時、文部省是正指導が入った当時は、学校への不満、教職員への指導力不足というのが約90パーセント近くの数字が出ておりました。そこから県教育委員会も教職員の研修を通じてさまざまな指導力向上を図っていった次第でございまして、同時に今議員が指摘されました教職員自身の温かみといいますか、人間性といいますか、そういった人としての資質というものを当然求められることがありますし、私も、そこを一番根底において、その次に学力とか体力の問題があると、そう考えておりますので、先ほども答弁で申し

ましたように、有効な研修というのをですね、いかに教職員の気持ちを高めていくのか、子どもの愛情を持ってやっていくのかと、そういう研修を今からも町主催でやっていきたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）先ほどの満足度、ただ小学校で満足は30で、どちらかといえば満足が60、どちらかといえばという判断。中学校におきましても、満足が21.8、どちらかといえば満足が62.8。これを満足と捉える捉え方っていうのは、私は危険が多々あるなという思いがしております。で、あの、今回の最後の問の、次に、海田町教育委員会が特に力を入れる施策、ここが、地域の皆様方の道德教育は76パーセント、小中学校におきましても60パーセント近く。で、来年度から道德が必須になると報道がありますが、教職員の方は評価ができないとか云々とかで、なかなか道德教育を教科にするというのに反対、根強い反対、町では20パーセントに満たない、教職員は。で、その中にあって、保護者の方、地域の方が70パーセントの方が道德教育に期待をしているということは、教育そのもの、人間教育から行っていないと、日本の将来はないという、もう皆様の心を育てる教育が人のために尽くすという教育が一番大事というその結果だと思いますけど、この道德の重要性のパーセントが高い結果はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）道德教育というのは豊かな心を育てると、そういう言い方をする時もありますけれど、これは各種の調査においてですね、いわゆる知徳体、学力か、心か、体力かっていうその三者の中で最も重要なものはどれかっていう意識調査をしたら、大概の場合は心がきます。私も校長の時同じような調査しましたところ、心を育ててほしいというのが一番でございました。ここで道德教育っていうのがありますが、先ほど議員ご指摘いただきました道德の教科化っていうのは、これは国の中で今議論されておまして、いつから始めるということまではまだ決まっておりません。その反面広島県においては、道德教育というのは平成10年以降特に14年以降ですね、全国的に進んだ取り組みをしてまいりました。で、西山議員さんにもお越しいただきましたけれども、11月13日に全国的な講師を招いて、心のあり方道德教育について研修会を行いました。私はあの考え方をですね、海田町の教職員にぜひ聞かせたいと、私はあのときあったその道德の心を育てるための基本的な考え方とか、そういったものを随分私も共感する部

分がありましたので、考え方というのは私の教育の根本にあると言ってもいいぐらいの価値のあるものだと思っておりますから、今から先の海田町においてもですね、この道徳教育というものを、11月13日に行ったあの講演をもとにですね、しっかりと進めていきたいと、全面に出して進めていきたいとそう思っております。

○議長（久留島）西山委員。

○12番（西山）次に土曜授業の拡大の件でございますが、今回の新省令では特別な必要がある場合ということを変更されまして、当該学校を設置する市町村の教育委員会が必要と認める場合、という教育委員会に土曜授業を任されたかと判断しております。財源確保も含めすぐってということにはなりませんけども、今後、やはり何らかの形で土曜授業の実施ができるような方向性で検討されるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今ご指摘のとおり国において平成26年度ですね、概算要求の中で、土曜授業の推進という約2億円程度の概算要求が出ております。これを見ますと、いわゆる教科、英語とか数学とかそういった事をやる授業というふうには、国は捉えておりません。どちらかといえば先ほどの道徳教育でありますとか特別活動、授業参観、こういったものを中心にやると。そういう意味でいけばですね、地域に開放すると、地域の方々に学校に来てもらうという意味でいけば、現在も、土曜もしくは日曜日にそれぞれの学校が年1回から3回程度を公開しておりますので、私はこれで耐え得るのかなと思っております。一つ、先ほどの答弁の中でもありましたけど、課題がですね、教職員の服務上の問題があって、土曜日に授業したらそれを振替を取らないといけないんですね。ですから、先進地と言われている学校でも、学期に1回、多い所で月に1回です。それを夏休みに振替を取ると。これは法律の関係上そうせざるを得ませんから、そうなったときに教職員の負担とか、そんなものを総合的に判断したら、現時点ではまだ難しい部分がたくさんあるなというのが私の実感でございます。

○12番（西山）終わります。

○議長（久留島）6番、宗像議員。

○6番（宗像）6番宗像です。数年前に、区画整理の区域を縮小するときに区域から外れた地域について地区計画を定めてこれを推進することとしました。現在、区画整理が順調に進んでいるようですが、地区計画は具体的に、どのようにこれから進展させていくのでしょうか。次に、東広島バイパスと県道矢野海田線の安全対策についての質問です。

東広島バイパスの延伸部分の供用開始はもう目の前に迫っており、供用が開始されれば、現在の3倍以上の交通量になるのではないかと予想されております。県道矢野海田線は1車線であり、予想どおりの交通量になれば、耐える状況にないことは明白です。それだけでなく朝夕のラッシュ時や土日には、日の出交差点での信号待ちは大変です。国交省はこれに対応するために対策を検討しているとの説明をされていますが、その対応は供用開始までに間に合うのでしょうか。最後に、小学校の卒業式について、小学生から子どもたちを卒業式において、長時間体育館に留め置くような形の式典が行われております。式典の中身も相当形式ばった形で行われて、あれだけの形式ばった式典を行うには、相当の時間をかけて練習というより訓練に近いものをしなければいけないのではないかと思われまゝ。小学校の卒業式は子供たちにとって一生に一度のことで、先生方も式典としての形を整えようとして力が入っていることは理解できます。しかし、本当に子どもたちが自らの意思で、また、自らの言葉で話をしているのか本当に疑問です。同じ時間をかけるのであれば、式典がための式典にならないよう、もう少し子どもたちの目線で自らの意思が出せるようなものにすべきじゃないのでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問の1番目、2番目については私から、3番目については教育委員会から答弁いたします。まず、区画整理と地区計画についての質問でございますが、地区計画につきましては、区画整理事業の進捗を見ながら地権者の協議調整を図り、整備を進めてまいりたいと考えております。続きまして、県道矢野海田線の安全対策についての質問でございますが、国土交通省広島国道事務所に確認したところ、供用開始に間に合うよう警察と協議中であるとのことでした。今後は、供用開始まで着実な実施を国土交通省に要望してまいりたいと思います。それでは、残りにつきましては教育委員会から答弁しますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）小学校の卒業式についての質問でございますが、ご指摘を踏まえ、学校や保護者の声にしっかり耳を傾けながら、どのような式のあり方が児童にとって有意義であるのか、検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）まず地区計画のことなんですけども、基本的にまあ、計画と言いながら、主な計画の中の公共施設の整備がメインじゃないかと思っております。公共設備の整備

の基本的な考え方については、どのような考え方で進めていく予定でおられるのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず基本的な考え方ですが、まず、順番としては、区画整理がまず完了した後に、今の地区計画の方には着手していきたい。やはり以前区画整理が合意形成が非常に難しかった地域であるということですので、そういったことを踏まえてですね、住民の合意形成が得られるようなことを見極めながら判断してまいりたいという具合に考えております。あと、道路については、基本的には建て替えに伴って、セットバックに伴って、ちょうど真ん中の道路なんかを広げていくという考え方にしておりますので、そういったものに合わせて広げていくような形を考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）今手法については建て替えに応じてという話がでたんですけども、例えばこの度建て替えがあった箇所もありますし、形状を変えられた所も現実あると思います。そういうものに対して、実際に地区計画はこういうふうになっておりますからという指導はなされたんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）地区計画の話はしております。で、それに合わせて座標等の影響もありましたので、そういったのを出して、住民さんの方には情報の提供をさせていただいております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）聞きたいのは、そういうためにこういう計画なんで少しでも広げたいからこういうふうな計画がある、こういうふうに協力していただだけませんかいう、一つの前進的なことはされたんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今の段階ではしておりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ちょっと厳しいかもわかりませんが、先ほどの答弁と違うと思うんですけど、互いに応じてやるべき案件だとおっしゃられて、そのときに、最低限、交渉だけでもすべきものと思うんですがそれについてどうですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）現在、地区計画のところを整備するに当たっては、まず農協の横のスロープをおりる道等の整備をまず最初にやっていくというのが整備の順番でございますので、それらがまだ実施されておきませんので、そういった意味ではまだ時間がかかるということで、今回はお願いはしておりません。

○議長（久留島）宗像委員。

○6番（宗像）今農協の横の下りる道、まず初めだとおっしゃる。区画整理今、多分できて計画どおりいきだして公共施設の整備に近々入ると思うんですけども、先日、建設産業委員会でも計画見せていただきましたけれども、真ん中の道路は確かにいい道路ができ上がっておるんですけども、その前後、明神橋との、それから、明神橋からひまわり大橋までの区間、それから、つくも橋から呉線踏切までの区間、ちょうどこの間を、県道からこの呉線までの間を見ると、蛇が大きな獲物を飲み込んだような格好になってるんです。で、真ん中まっすぐいける、いやそこでまた車線切り替えんにやいけんような形、それもひまわり大橋の交差点で車線を切り替えんにやいけん、となればこの地区計画があるのであれば、当然、この時期に合わせて、先ほど課長が申されたような、真ん中のメインの道路の下り口、併せて整備すべき案件じゃないかと私は思うんですが、それについてどうでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）言われることはよくわかります。やっぱりそれを実現するためにはですね、あそこの地区外区画整理がどうしてもできなかったかということをやっぱり考えればですね、住民合意形成というのが不可欠であると考えております。ですから、今それをあそこの地区です、実施するのがすぐできるかどうかということになればですね、やはりそこを見極めながらですね、取り組んでいきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）気持ちわかるんですけども、ただ今の、明神橋までの間、要するに、交通の安全性を考えれば、当然農協のところの道を閉鎖してあの道を法を起こして、本来の道にしてまっすぐ、県道へ出れるような形をとるべきじゃないか、それにあわせてこの地区計画を定めている以上、今の地区に下りるため、特に、はっきり私は記憶してませんけれども、駅前道から裏の道に下りるまでの間というのは、買収でやる予定にな

ってるんじゃないかと思うんですよ。ならば、この改良に併せせっかく駅前に道をつくるんです。手戻りにならないように今の時期にやるべきと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）繰り返しの答弁になりますが、やはり住民合意形成というところがネックになってですね、以前中止になった所でございますので、その辺を見極めながらですね、やらないというんじゃないと思います。見極めながらですね、その辺を取り組んでまいりたいということでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ならば、今から少しでも、住民形成のために動くべきだと思いますがこれ、申し訳ないですが、町長、副町長あたりでご答弁願えればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃられた必要性を十分認識しておりますが、課長が何度も言うように、時期の見極めだけは十分したいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）次に東広バイパスの供用開始のからみのことでございます。まず昨日、西田議員の質問に対して、いろんな安全対策で何ができるか、説明ができないとありましたが、その説明ができない理由って为什么呢。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）この安全対策につきましては、国及び県の方でなされることとなります。そういった中でですね、道路管理者と警察の方が現在協議中でございます。その中身についてですね、私が今この場で申し上げるっていうのは、具体的にですね、申し上げるとするのはちょっと難しいということでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）もう1点、同じく積極的に対応しての答弁はありましたけれども、その積極的に対応したの内容についてはいかがでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）町もですね、それを放置するということではなくて、町の方も、道路管理者、広島国道事務所の方とですね、あるいは警察の方とですね、いろいろ情報収集や

お願いをして、お任せするっていうんじゃないくてですね、答弁にもありましたように、供用開始までに着実にやっていただくようにという働きかけをしているということでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）働きかけされてても、実際に、あと、3か月そこそこですね。ということは、我々じゃなくて対住民に対してきちんとした形で、ある程度の、こういう方向性で行いますから、ご迷惑かけるかもしれないという方向性を見せるべき時期に来てって、まだ中身がわかりませんじゃなくて、もっともっと積極的にやるべきと考えますけれども、それについてどうですかね。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）確かに年度末までは迫ってきておりますので、そういった意味を含めてですね、年度を越えるようなことになったら大変なことになりますので、そういった意味でも重ね重ね、お願い、要望等をですね、しておりますので、また、大体その方策等が明らかになりましたらですね、またお話しできる時期も来るんじゃないかと思うんですけれども、現時点ではですね。まだ協議中、それぞれの主体が協議中の案件でございますので、ちょっとこの場での答弁は差し控えさせていただきますが、着実にやってまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）これ以上お聞きしても答えは帰って来ないと思うんですが基本的には昨日もありましたけども、高架にさせていただくのが一番いいと思うんですが、今すぐ高架にするいうても3年はかかりますし、下手したら4年もかかる可能性は十分あります。今の状況見ると、一番問題なのは、一車線のままいく可能性が高い。本来は県道矢野海田線は片道2車線のはずだったと思うんですが、現状のままでは1車線でいくと思うんですけども、これを2車線に変更するという考え方等についての要望等、それらについては現状の段階で行っているかどうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）おっしゃるとおり高架が4車線、平面部も4車線ということが完成したときにはそうなるんでございますけれども、今回交通量が増えるということで、今議員がおっしゃられるように、平面部もですね、早期に4車にしたかどうかというような話はさせてもらいました。しかしながら、近いうちに高架をしてもらいたいという要望

もあわせて我々しておりますけれども、4車線、平面部を4車線にするということになるとですね、後々その高架の工事ですね、非常に支障になるということが課題としてあります。そういった意味を含めてですね、平面が4車線というのは極めて難しいというふうに伺っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）重々に安全対策が促されるよう、徹底的な行動を行っていただきたい。それから、最後に卒業式の問題ですけれども、教育長、2時間半の卒業式というのは小学生12歳未満の子どもに対しては長すぎると思いませんか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）長すぎるかどうかということですけども、儀式的な体験をさせると、そういう意味においては適当とはいいませんけども、それぞれの学校が運営されてやっておられるし、それについて長すぎるというところまでは判断は至ってない現状でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）私も地元の小学校ですけども、もう20数年間参加させてもらってつくづくいつも思うんですね。とにかく、形式ばり過ぎている。とにかく何とか先生方が子どもたちを、ひとりでも多くひとりでも見せたいという気持ちはわかるんですね。それによってただあれだけの式典をしようとした場合に、本当に半日とか1日ぐらいの多分練習、練習いうより訓練なんじゃないかという気がせんでもないんですが、ああいうものではできないと思うんです。実際どのぐらいの時間をかけてあれ、練習されてるんでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）調査いたしました。大体平均で6時間程度の練習をしていると。それにあと、ホームルーム等終わりの会等でですね、含めるとそれにプラスアルファなるのかな、そういう状況でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）先生方が発案したやり方ではなく、僕は子どもが発案した中で、その式典が長くなったりするのはやむを得ないかな、だから先生方の力を外して子どもたち主体にやっていただきたいなという気持ちがあります。それと余談になりますけども、せっかく議会で話しておりますので、疑問がある点がもう1個あるので確認させていただきましても、教育委員会告示、告示なのか式典なのか、あの祝辞なのかよく見えないと

ころがあるんですが、それについても、もう少し検討して考えていただいて子どもたちのことを目一杯考えて、この式をもう3か月したらはじまりますので、子どもたちのために、いい式になるようにやってください。以上で、私の質問を終わります。

○議長（久留島）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。2点ほどお願いいたします。町道6号線の狭い所の解消を、町道6号線の狭い道路の解消や、町内コミュニティバス改善の解決がされず、問題提起から足掛け5年という長きに及んでいます。この期間中には、住民の方々からの請願や道路拡幅への協力の提案があったにもかかわらず、何らの進展が図られていません。そこで課題解決のために、次の質問をいたします。①町道6号線の狭いところが数か所あるが、協力が得られるところから随時進めるとのことは、道路行政上サービス向上と考えられますが、どのように考えてどのようなになっていますか。2番目、改善が指摘されている町内コミュニティバスの西地区の道路運行に関し、土地の取得など課題解決に向けた対策はどのようなになっていますか、どのように工夫されていますか。大きな2番、福祉センターのプール使用の有料化を。現在福祉センターのプール使用は無料で運営されています。近郊の市町では、使用料を徴収し運営の財源に充てるとともに、他市町の使用料に格差はあるものの、サービスの共有化を図っておられます。本町も、受益者負担の考え方のもと、プール使用料を徴収し、財源確保とともに、サービスの充実を図ってはどうか。以上お尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に答弁をいたします。まず町道6号線の狭い箇所での解消についての質問でございますが、第1点目については、買収予定地の裁判が着実に進行中であることや、当該箇所が市街地から三迫地区へ通じる、町道6号線の中で、最初の狭い箇所に該当し、この箇所の整備が完了しない限り問題の抜本的な解決につながらないところから、これまでどおり、最初の狭い箇所の整備を優先して取り組んでいきたいと考えております。次に、2点目の町内循環コミュニティバスについては、町道6号線の拡幅状態に合わせて検討してまいります。続きまして、福祉センターのプール使用の有料化についての質問でございますが、福祉センターは高齢者の生きがいと自立の推進を主たる目的をして設置した設備でございます。その施設の性格から60歳以上の方及び障がいのある方のプール使用料につきましては、無料としているところでございます。今後も高齢者等の健康維持のため、有料化については考えておりません。また、サービ

スの向上につきましては、利用者の意見を聞きながら、必要と思われるサービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）町道6号線の町長の答弁はそれわかっていますがね、何回も言うようにね、弁護士が裁判所でよ、何年もかけてね、文書の不備で、裁判が何年も4年も5年も遅れるような弁護士がおりますか。挙句の果てには、指名手配ですか？そういう弁護士や、町長、弁護士を変えなさいと。海田の弁護士でやったらどうですかと、ちょっとそれを言うたんでしょうが。それは、相手があつてのことやからですがね。私が言うのは、人任せじゃなくて、きっちりと前向きになってきちつとやったらどうですか、ちゅうことを言いたいんですよ。できるでしょうがそのぐらいのことを。ちょっとそこをちょっとお願いしますよ。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この件につきましては、以前にも議会で答弁しましたとおり、当時なかなか進捗が進まないということで、私も再三、町の弁護士にお願いしてもいいからぜひ弁護士を変えてくれということも個人的にお願いした経緯もございます。しかしながら、今までの経過から、続けてやりたいという当人さんの希望によって続いとるというふうでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）希望はわかりますがね、私はこれ、18年からね、平成18年から町長にお願いしてますよ。議会でも早期実現を約束されましたよ。だからね、できるところから、これにこだわらず、できるところから、拡幅工事をやってもらいたいんですが、その考えがありますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃられるところは良くわかるんですが、次のバスの問題と併せまして、現在の、あの入口のところが一番最大のネックでございます。現在、町長答弁にもありますとおり、弁護士も変わって順調に進んでおりますので、議会でも直近において請願が採択されておるという重みも鑑み、ここが解決するときには併せて検討して進めたいと思っております。まずこの裁判が片づくというところを見守らせていただきたいと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本） はいじゃこの裁判はいつまでかかりますか。大体いつ頃までかかりますか。

○議長（久留島） 建設課長。

○建設課長（久保田） ちょっと詳しい内容は言われませんが、一応今年いっぱいを、弁護士の方はですね、目標にしておるということでございます。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 今年いっぱいいうたら12月ですよ。はい、分かりました。是非お願いします。それから、副町長、この件が済んだら、次から次に、まあありますので、よろしくお願いします。お願いしますいうちゃいけんが、まあ、わかっちゃるんじやろ。次でございますがね、福祉センターのプールの使用の有料化ですよ、私がなぜこれを言うかというたら、安芸区のスポーツセンターですよ、これも有料になりました。だからですよ、この福祉センターのプールも矢野からたくさん来られます。ね。それを把握されて、今の答弁ですか。だから私は皆さんよそがね、私が一般質問に出したように、よそでは、共有化を図ってサービスの向上を図っておられますよ。だから海田町も不公平がないようにですね、私は、センターのプールができたときには、有料でええじゃないかというと、そりゃいいですよ。他町の矢野の他町の入ってもいいですよ、海田町も他町に世話になっちゃるんじやから。だけど他町が有料化されたから海田町も有料化にして、ね、受益者負担と一緒にですよ。そういう考えがされてね、財源をあてられてね、プールちゅうものは高い財源が要りますよ。だから財源ちっとでもあてられてですよ、海田、みな有料化せえいうんじやないんですよ、矢野町からこられる人は有料化するか。いろいろ何か考えがあるでしょう。そういう前向きな答弁をわし狙うちよったんよ。どうですか、前向きにちょっと考えてみてくださいよ。

○議長（久留島） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井） 先ほどの町長の方の答弁がありましたように、現時点では有料化については考えておりません。確かに近隣の市町での有料化ということがおこっております。今後につきましては、そこらの状況を踏まえまして検討はさせていただきますが、現時点では有料化ということは考えておりません。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 福祉部長、何を考えてですか。町民は受益者負担ですよ、高い税金を払ってますよ。なぜそれは、他町がやっちゃるのに海田町は頭からできんのですか。

そういう場合、想定があったら今後考えてみますと、前向きな答弁ができませんのですか。え、あなた方はね、町民のために町民がどれだけあれするか、働いちよるんじゃないんですか。公平な立場でやらないけんでしょうが。だれもみな銭とれいやあへんでしょう。安芸区から来られる、他町から来られる人は有料化したらどうかいうて。これ考えが間違いですか。もう一回お願いしますよ。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）議員ご提案のように、町内者と町外者を区分して有料化にするということ、これの確認等のこともございますので、そこらの事務的な煩雑さ等を考えたときには、全部を有料化するということが一番あれじゃないかと思ってます。有料化する場合ですね。ですから、そこらの町内者と町外者の区分けをどうしていくか、あるいはその無料化か有料化の区分けをどうしていくかということも含めて、検討する課題だと考えております。ですから、現時点では全体の有料化ということについては考えてないということで、ご理解いただければと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）結論としてはね、全体の有料化ちゅうことは考えていないで、それですっと通されますか。私が言うのは、受益者負担に対してこれは不公平じゃないかと。安芸区のスポーツセンター取ってますよ。海田町から行ったら。だからそこらを不公平がないように、前向きに考えてくださいというの、なんでできませんのですか。え。根拠がありますか。できん根拠がありますか、できん根拠があったら言うてください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）できないという明確な根拠でございませんが、一つの安芸区のスポーツセンターと福祉センターが違うのが、安芸区のスポーツセンターは、スポーツをする、いわゆるその年齢とかそういうことに関係はなしに、その水泳を楽しむといいますかスポーツをするための施設であります。それに対して、海田町の場合の福祉センターが、これが満60歳以上の方、障害のある方々の健康維持のためのプールであるということ、この性格が違います。その性格が違うものに対して、海田町の60歳未満の健康な方も行って料金が取られたからといって、福祉の向上のためにつくっております福祉センターを、直ちに有料化することがいいかどうか、ここに検討課題が残ると。そういう中では、議員おっしゃいます通り、そういういまでも、その福祉施策も本来、町民のためにつくっておる施設でございますから、それを他地区の方が来られた場合にどうするかと

いうところも出てまいります。ただ、その他地区と言いましても、本当に遠い所から来られる方、まあ余りいらっしゃらないと思いますが、いろいろと広域的連携が図っているところとどうするかと、そういったようなところもございます。そういう中では、まず今おっしゃいました安芸区のスポーツセンターが有料化したからといって、ただちに福祉センターのほうの有料化に着手しておりませんのは、施設の性格が違う中で、片一方が有料化したから、福祉のための施設も有料化するか、そこのところと、判断をしかねているというところが大きゅうございます。部長が申しましたように、いつまでも本当に無料化するかと。これを、例えば1年後に有料のご提案したときに、去年は考えてないと言ったじゃないかというようなことは、これは、そういう意味の考えていないというのではなしに、現段階でただちに有料化することは考えていないということでご判断いただきたいと思います。もう一度の繰り返しになりますが、議員がおっしゃいました安芸区スポーツセンターは、あくまでもその全ての世代がスポーツを楽しむためというところから有料化された。それに対しまして、本町の福祉センターのプールは、あくまでも特定の方たちの福祉的施策で設けているところというところに違いがありますので、ただちに片一方は上げたから片一方も上げるというところに難しさがあるというところをご理解いただきたいと思います。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 私はね、今の副町長の考えとはね、スポーツセンターはみな有料化したと。私はそれされるときに言いましたよ。高齢者だけは、高齢者はプールが違いますから、高齢者がウォーキングや何じゃかんじゃするとこだけは無料化にはならないですかというたら、やっぱりそれは不公平じゃ、だから有料化するんじゃと答弁が返ってきた。趣旨は同じですよ。私はこっちの、プールがどうのこうのは言うてませんよ、私は安芸スポーツセンターはね。ただ、今の健康維持のためにウォーキングコースあれも皆有料化にされるから、これは無料化になりませんかと広島市へ問いかけたら、そういうことはできませんと言われたから、わし海田町へ持って帰ったんですよ。だから、その趣旨を、安芸区のスポーツセンターと福祉のあれとは違うことぐらいはわかってます。だけど一部供用しておるじゃないですか。高齢者のあれで。昔から。だからそこを言っとるんですよ。だからそういうように努力してくださいと、え、あなた方どうか知らんのじゃが、今安芸区から来られる人いっぱいおってですよ。だから、そういう配慮ができんのかと、海田町の人が入りとうても、多いから入れん場合があるんですよ。だから

言いよるんですよ。わかりますか。副町長、どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）安芸区のスポーツセンターが有料化になって以降の海田町の福祉センターの利用人数が極端に増えたというところもございませんし、おっしゃられるとおり、本来ですとうちの福祉センターは、うちの住民に十分に使っていただくためにしておりますので、安芸区の方で有料になって、そういうスポーツで健康維持のためであれば、本来うちの福祉センターへ来ていただければ解決する問題でございますから、その点については、先ほど申しましたように、今後十分に検討してまいりたいと思いますが、安芸区の方が有料化されたからということで、報復的に海田町の施設についてただちに有料化するというのはいかがなものかという中で、海田町の高齢者の方、障がいを持っていいらっしゃる方が、いかに利用できるかというものについては、町長答弁の中にもありますように、サービス向上とかそういう部分については、受益者負担ではなしに、福祉の分野から町の負担で十分に考えてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私がね考えて言うのはね、あまりにプールの利用者が多いから、海田町の人は無料で、他の、ね、ところからこられた方はいくらか銭、有料化したら、ちょっとでも海田町の人が自由に入れるかなと思うての魂胆ですよ。ほいで海田町がじゃ、どんだけいつからいつまでどんだけ多いか確認してそういう答弁されますか。じゃないでしようが。1回確認してから答弁して下さいよ。分かりましたか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町内利用者に対してどれだけ不便かけているかという部分については、社協とも協議して調査させていただきたいと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）まあ調査されて答弁するのが当たり前のことですね、調査して十分今度質問しますから、十分調査して下さい。以上で終わります。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず避難所についてということでお尋ねいたします。先の台風で全国各自治体において多くの避難指示が出されました。このことは皆さんも承知のことと思います。特に、京都府、福井県、滋賀県においては、16万1,000世帯、約それぐらいの避難指示が出ております。人口に換算して35万人ぐらい、これぐらい

の避難指示が出ております。本町においては3万人というような避難指示はないとしても、1万人ぐらいの避難が出るのではないかと、このように予想します。さきに広島県においても、緊急時、本町においては、1,000人ぐらいの死亡者が出るというようのが発表されております。本町はその数字を丸のみするのか、被災予想するのか、これについてまずお尋ねします。それともまた別個に本町は津波だけではなく、降雨時、特に三迫・国信地区において急傾斜地の土石流をも含めた、災害を想定しているのか、まず、そのあたりもお尋ねしてみたいと思います。特に降雨・土石流に対する避難の最大被害者数はどのぐらいと想定しておるのか、あわせてお尋ねをいたします。また、そのような大量避難者の施設の確保のため、より多くの施設を確保すべきであると考えます。いろんな施設を各地区に、平生は地区の集会所として利用し、災害時には、緊急の避難場所として使えるようなものを町長は考えておるのかどうか、これについてお尋ねをいたします。次に、住所地に不在の方に対して保険者証、保険証の受給者証を発行しておるということで、先にも質問しましたが、いまだにその是正がなされていない。住所地にいない人に対して、その住所で健康保険者証を発行することは虚偽の公文書の発行に当たらないかということを尋ねておりますが、9月頃までに何とかする、こういうような答弁もいただいたように記憶しておりますが、その後、私の知る限りではなんらの対策も前進もないようであります。これでは戸籍の正常な管理もできないし、さらには本町の国保事務の欠損であり、大きくは一般会計の損失でもあると考えます。当時副町長は、プライバシーに関することには一切お答えできません、ということの答弁に終始しましたが、今言いましたように、こういうことは、私が仕事上から知ったものであり、例えば水道の休止にいたしましてもいつまでも居住者がいない、架空の住所に水道を供給することは、むやみやたらに不納の金額を増やすばかりであるから、水道の供給を止めてはどうか、というところから私が提案して水道給水を停止した、こういうような経緯もあります。先ほども言いましたように、虚偽の公文書の発行、すなわち国民健康保険者証ですが、こういうものを発行することは、正常な国保事務に当たらないと、このように考えます。今一度言いますが、本人にもそのようなことを是正するようしっかりと指導し、9月までに是正するというのをされていないわけでありますから、現在発行しておられます国民健康保険者証、すなわち4か月のものを出しておられるわけですが、これを1か月ぐらいの国民健康保険者証として、度々この住所を是正するよう、何度も何度も勧告をしてはどうなのかと、このように思いますが、町長部局の考えを尋

ねるものであります。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁いたします。まず避難者についての質問でございますが、南海トラフ地震による災害想定については、最悪の要件のもとに算出されていることから、こうしたことにならないよう、避難場所確保に向けた取り組みや防潮堤の整備などを県に要望し、被害想定人数が減少するよう努めてまいります。また、豪雨時の土砂災害においては、災害規模の想定は難しいところではありますが、地区の人口から最大、国信地区では 542 世帯 1,281 人、三迫二丁目・三丁目地区 440 世帯 1,094 人に影響が出るものと考えております。こうした場合の避難場所については、最寄りの公共施設へ順次誘導していくこととしております。このため地区集会所の建設というようなことは考えておりません。続きまして、住所地に不在者の保険証発行についての質問でございますが、9 月議会でも答弁いたしましたとおり、特定の個人の事案につきましては、プライバシー等の問題もあり、お答えを控えさせていただき、一般的な事務の取扱いにつきまして答弁をさせていただきます。住民登録をしている住所に居住していない方につきましては、正しい登録をするよう強く指導しておりますが、なお指導に従わない方につきましては、最終的には職権消除という手続きをとることもございます。また、短期保険証の有効期間についてでございますが、短期保険証はそもそも保険税の滞納者に対し、窓口に来庁していただき、納付相談を行う目的で交付されるもので、居住地を確認する目的での期間の短縮については考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）まず避難所の建設、そういうことについては考えていないと。ということでございますが、先ほどもありましたが、仙台の被災地を視察した中で、例えば東小のような学校です、一つの学校に対して 3,000 人ぐらいの避難者といいますかそういう方が寝食をされた、そのようにあります。今町長答弁でありましたが、国信地区、あるいは三迫二、三丁目地区でいえば、概算で、今町長の数字を推計しますと約 2,300 人ぐらいの避難者が出る。こういう予測であります、そこで、私が一つ提案したいのはそういう地区避難所的なものがあるんじゃないか、ということで、後ほどの議案にも出ておりますが、例えばふるさと館を解体するというところでございますが、一方では、既に 17 年もの長きにわたって経過しておると、こういうような町長部局の説明であります、一般的に鉄筋コンクリートというのは、耐用年数は 50 年なんですね。50 年の耐

用年数があるものを、既に 17 年、いかにも古いかのような説明であります、17 年経過しておる、こういうことです。だから、これを解体して保育所を建てるとかいうのもありますが、避難時の必要施設として、こういう建物は世に多く置くべきじゃないか。特に、本年度においてはそういうことがあるかどうか知りませんが、今申しあげました土石流云々を考えますと、場所によっては、東小であったとしても、例えばですよ、1 階部分が土石流の流入云々と考えました時に、3 階建ての建物であっても 1 階部分は使えないと思うんですね。そうすると、2 階・3 階に今言いました 2,300 人ほどの人が避難する。夜は当然みな横になりたいわけですから、面積的なことは知りませんが、2,000 人も何某もの方が入られるから、恐らく東小だけを想定したときに、いいところで五、六百じゃないか、こういうふうに考えます。体育館、あるいは 2 階、3 階の教室、全部を取ったとしてもそれぐらいであろうと。これが仮に五百と想定しますと、今言う 2,500 人の被災者が出るということになりますと、本町 6 校ありますが、ほとんどの学校が埋まってしまうということになるんですね。それで、まとめたことを言いますが、いろんなそういう施設、今言いましたふるさと館にしても、そういうものを残してそういう地区的なものをもっとですね、避難所を兼ねた鉄筋コンクリート、いわゆる体力的にあるものを整備するべきだろうとこのように思いますが、その辺はどうですか、再度お尋ねしますが、町長の考えを問います。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）一応議員ご指摘の避難場所につきましては、いわゆる拠点避難場所です、3,250 名受け入れが可能だというふうに考えています。それから、一次避難場所として約 4,000 人の収容が可能だというふうに考えておりますので、改めて更に、まあ、議会冒頭の行政報告で申しましたけれども、安芸農協の方のご協力を得て新たに 630 人の方を収容できるという施設との協定ができておりますので、改めてこれに加えて、新たな施設をつくるということは考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）今の数字で行きますと、4,000 人ぐらいの人が避難できる。新たに 600 人ほど安芸農協で避難ができる。恐らく、それは一時的な退避であって、長期になる避難と言いますか、先ほども言いましたが、土石流で家が流されたとかいうことになってくると、長期の滞在になっていくわけですね。瞬間的な、2、3 時間の避難とか津波が来たから引くまで半日ほど避難すればいい、こういうのは 600 名であってもそれは逃げ

れるかも知れません。回避することができるかも知れませんが私の言うのは、ある程度長期に渡る避難の場所の確保ということでお尋ねしとるものであって、例えば今部長がおっしゃいました 4,000 人ということになると、じゃあ例えばどこにどのように分散して避難させるのか、例えば海中に 1,000 人入れるんだ、西中に 1,000 人入れるんだ、そういうような分散の想定があろうかと思いますが、その辺についてはどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）議員ご提案の国信それから三迫地区の避難ということになりますと、最寄の公共施設になろうかと思います。そうすると海田東小学校で 600 人、それから海田中学校で 1,000 人、それから国際学院等々もございますのでここで 700 人、それから海田東公民館等で 300 人。それに加えてほかの公共施設もございますので、そこらあたりに分散をしていただきながら、避難をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）今の部長の数字だけで概算しますと、2,600 ぐらいになるんですね。確かに 4,000 ということになるとまだあと、1,400 あるんです。で、先ほども言いましたが、長期に渡ると学校の機能も長期にわたって麻痺するわけですから、あるいはいろんなそういう先ほど出ました安芸農協の事務にしましても一週間も 10 日も一か月も停止するいうことはできないと思うんですね。ですからそういう拠点的なわずかな人数であっても、例えば先ほど来言いますふるさと館、臨時的に退避とういうことになると 2 階部分だけであっても二百そこらの人は瞬間的には退避できるものと考えます。ですからこのような所をね、地区施設として、考えはないということですが、再度考慮する考えはないかいうことをもう一度確認させていただきます。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）議員ご提案のふるさと館については、先ほどの数に入っておりませんし、これまで大規模な災害で長期避難ということになれば、学校の校庭、それから体育館、公園等々のところに仮設住宅を建てざるを得ないというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）そういうことですから、日頃から、避難施設として、いろんな地区の集会所、住民が利用できる、そういうなものも含めてね、この度はシルバープラザかなんかも出ておりましたが、そういうようなものも拠点的に整備していくべきであろう、こ

のように考えます。まあ、一考をお願いします。次にね、この、国保の問題と言いますか、保険者証のことでね、まずは9月までには何とかしますというような答弁をいただいたこのように記憶しておるんですが、既に3か月過ぎておるわけですね。3か月いうても12月は始めですから、まる2か月間、どのような対応をしてきたのか、その辺についてお尋ねしてみたいと思います。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）前回の議会でも答弁させていただきましたが、個人のプライバシーにかかわることにつきましての答弁については、差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほど来も言っておりますがね、プライバシーの問題については尋ねておらんのですよ、間違えないでくださいね。そこに住所を届出をしながら、去年の7月の話をしとるわけですからね。約1年半、そこに居住されてない。もしこのまま黙って私がおれば、黙っておればですね、今もずっと水道の供給が続いてってですね、未納未納で請求されるはずなんですよ。だからそこらも含めて言うとするんで、プライバシーで個人の名前を言えとかね、そんなことを言うとするんじゃない、部長。なぜ正確な戸籍事務ができないのか、こういうことを言うとする。だから本人は、役場に来んでしょ。少なくともその時の説明で、国保、いわゆる保険者証というのか受給者証というのか、4か月の保険者証を発行しとるわけですから。少なくとも4か月に1度は役場に来られるわけなんですから、その人の名前を言えとかどこに住んどるとか、どこへかわったとか言えいうとするんじゃない。正常な戸籍事務ではない、国保事務ではないとこういうて言うとするんです。なぜ正せないのかとこう言うとするんですよ。これがプライバシーですか。再度、答弁願います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）具体的な事例についてご質問されておりますので、プライバシーに該当すると思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）戸籍事務が正常に行われとらんから言うとするんであって、戸籍の管理が十分じゃないではないですか。それがプライバシーですか、どうなの。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）再度の答弁になりますが、例えば、昨年の7月からとかという形で具体的な事例を示してご質問になっておりますから、それに答弁することはプライバシーの答弁になると思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だからそれを先ほど来からね、言うとするのは、戸籍の事務が正常でないから、なぜ正常にできないかということで、まとめて問うとするんですよ、いちいちこまいことは、あんたたちが言わすん、こういうことで今年の9月までに正常に戻します言うたんだから、戻せばそれで何でもない。そこにおらん人にここの保険者証を発行しとるんだから、虚偽の公文書にあたると、こういうんですよ。虚偽の公文書、一年半も堂々と発行して、これは戸籍のね、正常な事務であるといえるのかどうか、その辺はどうなの。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）虚偽の文書を発行している事実はありません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）おってない人がおってね、身分証明書にかわる保険者証を発行しておるんだから、虚偽の文書である。1年半も前からおらんことはわかっとなる。それが虚偽の文書でない。冗談の話じゃないと思うんじゃないけど。それから、今さっきも言いましたが、いわゆる国保の事務というか国保に対して、おらん人に国保料の事についてまでは、言おうとは思いませんが、分かりやすく言うと海田町におらん人に海田町の国保の受給者証というのかそれを発行しとる訳ですから、これまで言うたら、またプライバシーじゃないって言うてかもわからんが、例えば海田町に国保税納めとってんないかもわからん。そういう人に国保の受給者証というか受診者証いうんか、そういうのを発行することは国保の過大な損失だ言うとするんですよ。だから是正しなさいと言うとするんで、なぜこれがプライバシーに当たるのか、国保のそういう正常な事務ができんのかどうか、再度お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一般論でお答えします。仮に海田町にお住まいでないという方の国保を職権で取り消すという場合には、これは9月の町長答弁でも申しましたが、無保険状態であると、そういったような場合には、人道的見地から国保を継続するケースもございますが、議員がおっしゃってる方がそれに該当するかどうかは、これはプライバシー上

の問題がございますので、それはお答えできません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ですから先ほど来言うてるんですよ、あなたたちも正常でないということとはわかつとるわけですよ。職権消除という方法もあります、こういう答弁されておる。そういう認識されとらんのならね、職権消除とかいう言葉は出てこんということなんです。そのひとつの事例として、先ほど来言うております、水道の給水停止、あるいはうちとは関係はないにしろね、電力供給の停止、これ皆やつとる訳ですが、なぜ、国保の保険者証だけが正常にできんのかね、これがねプライバシー、一般的なことで言うてもいいんですが、そういうことだったら発行する必要ないと思うんですよ、2回も3回も更新しとるんですよ、去年の7月から言うてるわけですから6月に言うたんかな、だから仮に4か月4か月いうと既にもう4回ぐらい更新しとることになるわけです。だから、その住所が是正されないというんだから、されるように、短期受給者証というのか、正確にはわかりませんが、1か月ぐらいのものにして、度々に税金を促せば良いんじゃないかとかいうふうに考えるんですが、なぜそういうことができんのか、その考えはないという町長答弁ですよ。もうしょっちゅうしょっちゅうあなたどうなってるんか言うたら、いい加減疲れて住所は正常なものに直すんじゃないかと考えるんですが、どうなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）何度も申し上げますが、議員がおっしゃられる方が、まず国保に入っているかどうかということすら、これは答弁できない事項だというふうに思っております。一般論で申し上げますと、そういった住所是正のために、短期受給証の発行制度というものは利用できないと思っています。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まあこれ以上余計言うてもね、プライバシーじゃなんじゃわけの分からんことがプライバシーになつとるわけですが、私は決してプライバシーじゃとは思わんけど、そういうのがたまたま本町事務でそういう不備があると、こういうことをはっきり言うて認めておるわけですね、ですから、それを正しなさいとかいうとるんだよ副町長、間違えんさんなよ、ね、戸籍事務が正常でない。本来、役場は戸籍事務、昔はお寺さんでやとったか知らんがね、明治時代かその昔。今は役場がね戸籍事務をちゃんと住民登録じゃなんじゃやつとるわけ。それが、いい加減なことをしとる。結論から

言えば。そしてその中に国民健康保険者の被保険者の証いうのか、そういうのを発行してね、そこの住所地に、おってないということは明確なん、そういうすると先ほど来言うところ、国保事務、ひいては一般会計からも補填しとるわけです。国保にね、町民の税金を無駄遣いしとることにもつながっていくところ考える。おらん人にどっかでわからんところで、保険証でどんどんどんどんいわれる診療受けたら税金の無駄遣いにならんですか。それは、プライバシーじゃいうて突っ張ってまた逃げようというんじゃないかね、国保の事務を正すということは、今言う戸籍事務を正すこと、全部イコールじゃろ。もうこれ以上言うてもプライバシープライバシー言うて逃げようと思うとるんじゃないかね、なぜ戸籍の事務が正常に戻せんのか、ほいで最後に付け加えますが、国保事務しいては、一般会計にも損失を与えると考えるがこれについてはどのようにお考えですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅） 9月議会でご質問があったときに、そういう方がいらっしゃるということをお答えしておりませんし、一切そういう事実があるということは私どもとしては認めておりません。あの時にもお答えいたしました、もしそういう事実があるというふうに話をした職員がおるとすれば、それは本来地方公務員法違反になりますので、その事実があれば私どもも正したいと思いますが、今おっしゃったようなことがあるかないかということにつきましても、一般論であればお答えいたしますが、議員の方からは個別論で質問されておりますので、お答えはできないものと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田） どうか知らんけどもね、また重ねて言うようなことになろうと思いたす、副町長、まちごうちゃ困りますよ。私が、仕事で知り得て、正常な戸籍事務が行われていないということで追及しとるんであって、職員が云々ということをおっしゃるとるんじゃない。むしろ私から職員に対してこういうことがあるんで、先ほども言いました、例えば水道にすると、無駄なその、と言いますか、未済を増やすことになるんだから、そういうことで注意しとるんであって、職員は皆職務を忠実に守とる。むしろそうではないのは、あなた、副町長、あなたですよ。プライバシープライバシーいうて、訳のわからん言葉で逃げとる。そんなもんじゃないと思う。事実、私本人と直接面談して話をしとるんですよ。だから言わないだけであなたたちの事務を正しなさいというところ。だから、できるんかできんか、まあ再度、多分言うてやないと思いますがね、終わりますけどもね、正すことができるんかできんのか、再度にお尋ねして終わります。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）個別事案についてはお答えしかねます。

○14番（前田）終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は、午後1時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第2、第41号議案、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第41号議案、公の施設の指定管理者の指定について、海田町福祉センターの指定管理者の候補者を選定したことに伴い、指定管理者を指定することについて議決を求めるものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）それでは、第41号議案、公の施設の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。議案書8ページをお願いします。公の施設の名称は、海田町福祉センターでございます。指定の相手方は、海田町日の出町2番35号社会福祉法人海田町社会福祉協議会会長山本昭、指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間といたします。次に、資料2をお願いいたします。福祉センターの管理については、公募によらず、前回に引き続き海田町社会福祉協議会を指定管理者候補者として選定したものでございます。理由につきましては、1から5までの理由を基に選定したものでございます。2ページをお願いいたします。続きまして、指定期間につきましては、平成26年度から平成30年度までの5年間とすることを考えております。指定管理者候補者選定の経緯でございますが、10月3日企画会議において、非公募により海田町社会福祉協議会に指定管理者指定申請書を提出させること及び指定期間を5年とすることを決定いたしました。10月25日、社会福祉協議会が指定管理者の指定申請書を提出いたしました。10月28日に申請書を事前審査し、10月30日企画会議により社会福祉協議会を指定管理者候補者とすることを決定いたしました。次に、指定管理料についてご説明させていただきます。提案された指定管理料は、総額2億3,573万

6,000 円で、各年度とも上限額を下回っております。なお、この上限額の設定につきましては、現行の消費税のもとでの指定管理料を年間 4,554 万円と設定し、今後の消費税の引き上げを加味した額で各年度の積算をしております。3 ページ、4 ページは指定管理者事業評価シートでございます。3 ページをお願いします。中ほど 2 の評価結果をご覧ください。施設管理、利用者対応、会計経理については A、委託業務については B で総合評価で優良と判断したものでございます。5 ページをお願いいたします。指定管理者申請書の審査基準は、社会福祉協議会から提出された申請書等の内容が指定管理者仕様書の内容に基づいたものであるかを審査したもので、適当と認めたものでございます。以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番、住吉です。資料の 2、まず 3 ページですね、総合評価コメントの最後の方、こちらを読んでおりますと、多くの方の事業参加があったことが顕著であることを評価する、このようにコメントされておるんですね。ところが 4 ページの評価シートを見ておりますと、業務委託項目、2 項目目の真ん中 2 番目、委託事業への参加者増の取組みが行われたか、これ評価 3 なんです。平均的。その次の利用者への対応の 6 項目のうちの 3 項目目、利用者増の取組みは行われたか。これも 3、平均的。3 ページの評価コメントじゃ顕著である、ところが評価シートじゃ平均的。これどちらが正しいんですか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）社会福祉協議会の委託業務の参加の取り組みとしては、平均的なものでございましたが、利用者の伸びとしてはあったということで、こういう評価をしております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）ちょっと言うとの意味が分からんのじゃが、評価項目が平均的、じゃ逆い言うたらコメントは何を根拠にして、こういう顕著であるという表現がなされたのか。こちらの評価シートでは平均的と出してるんですよ。シートは平均的、コメントは顕著である。たった 1 ページ違うだけで評価がこんなに変わるのはおかしいでしょう。これ全然評価になっとらんじゃ選定の。整合性がないんですよ、これ。これ、だれが見たっておかしいでしょ、これ。片方は顕著である片方は平均。なんでたった 4 ページか 5 ペ

一じかそこの文章でこんなことが起こるのか、納得がいかなのですよ。もういっぺん、分かるように、論理立って簡潔になるほどっていう答弁求めます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）福祉センター利用状況におきましては、お風呂が20年度当時ありましたが、それを除いた人数が利用人数としては7万2,194人でした。24年度実績で7万7,842人に増えております。そういうところで、人数の増があったということで顕著であるという評価をしたところでございます。ただ、社会福祉協議会の取り組みとしては、平均的な取り組みではなかったかという、独自性が少なかったんじゃないかなという評価をしております。今回評価をもとに社会福祉協議会の方へそういう投げかけをしまして、社会福祉事業協議会からサービスの向上の面を提案をしてもらうように話したところでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）この評価シートと言うのは分かりやすく言えば自己採点、管理者の自己採点ですよ。言う表現になりますよね、今の話だと。こちらの総合評価は海田町がつけました。評価コメントは。こちらの評価シートは、今の答弁だと社会福祉協議会が自己採点をしたということといいんですね。そうじゃなかったら、今までの答弁全然違うことになってますが、もういっぺん聞きますよ。総合評価コメントは海田町が書きました、評価シートに関しては、社会福祉協議会が自己採点をしたと、そういった答弁で今のはよろしんですね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そうとられてもしようがないような答弁をしておりましたが、いずれも町がした評価でございます。企画会議においての同じ資料を見て怪訝にも思いませんでしたし、議会提出資料として確認しました時には、おかしいと思っておりませんでした。顕著であるというところの部分につきましては、総括表という、中から見た段階からと比較すると、中での評価自体は平均的であるという所が妥当だと思っておりませんでしたので、そういう面では顕著であるというところは書き過ぎだというふうに思っております。そういう面では、今回資料として参考資料としてご覧いただくのは、あくまでも3ページの方で下しております平均的であるという3、そういうところが執行部の考えであると、今町長とも協議しましたが、執行部の考え方は3でそういう意味では言い過ぎであったということで、今回の議決いただくときの参考にさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。関連になるわけですが、3ページの評価結果、利用者対応A、親切な対応を心がけおおむね良好である、おおむねでAになっているんですが、評価シートの方を見ていただきますと、苦情等への対応と報告が適切になされているか、4、5段階でですね、利用者増の取組みが行われたか、3、接遇は適切であるか、4、この、6項目のうちの3項目は3、4ですね。それがなぜ総合的評価はAになっていくのか。この、これ随分利用者にとっては大事な部分でございますよね。接遇。で、もっと言えば、施設管理の、施設の清掃は適正になされているか、B、経費の節減のための工夫がなされたか、これは4、あの、基本的に、体制・ルールを守るべきところは5じゃないわけですね。そのことについて、今回、申請書を受け取られて一応候補に上げられて、公募しないで一団体に指定管理を任せようとしてる内容としたら、あまりにも、根本的な出来事が5でない。その辺については評価基準をどのようになされているんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回の評価基準に当たりましては4ページの一番下に書いておりますところの5点が過半数で残りも3点以上、というところで計算をいたしました。確かに、おっしゃいますとおりに、例えば利用者への対応というところで1番から6番まで同じように点数をつけておりますが、ここの部分については、おっしゃられる通り工夫の余地はあったかなと思いますが、一応従来この管理評価シートを指定管理に使うに当たっては、一番下を評価区分で行っておりますので、今回もその分をやりましたが、先ほどの住吉議員のところもありましたように、3をつけたというところは若干物足りなさを感じたところを、そのまま優良というところで、ま、この、今回の区分で行いましたが、そこについては、今後評価するときに、工夫の余地があるかなというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）そうしますと、今回の議案が通った暁には、こういった指摘事項を指定管理に指定された方にちゃんと指導をされるお考えはありますでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、私どもの決定を認定いただきたいわけですが、事前にその公募しないと、一定のところであるという企画会議での決定の中でも、こういった、3になっ

ているというあたりは、これは平均的というのはやはりもっとその上をというふうに思っておりますから、ここら辺はそういうところをどのようにされるのかというようなこともその伝えた上で、今回の計画を出していただいておりますし、今日の議論を踏まえまして、これをこのとおり議決いただきましたら、新たにまた来年からどのようにやっていくかという協議の中ではそれを十分に伝えたいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。指定管理制度がはじまってですね、いろいろ今日まで論議をしてきて、海田町では、数件、2件ですけれども、指定管理をやって。そのときの契約の中での住民に対するサービスの低下、あるいは最低のコストで最大の効果を上げる、これが本来の目的であるわけですね。福祉センターは、これまで3年4年を指定管理をやって来られたというように思うんですけれども、この問題についてですね、契約の中身もそうなんですけれども、町民からの苦情ですね、ここに、4ページに評価が4と上がっておりますが、この苦情に対する処置、いろいろ利用者が利用する場合に、細かな問題あるいはなかなか職員でも気がつかなかった問題で苦情が出てくる。直轄であれば我々の耳に入ってこうして議会で問題を指摘することができたり提案することができんですが、指定管理になりますと、別法人が加わってくる、直接はできないわけですね。契約の中身の中からいろいろ評価もし、精査もして問題を指摘するわけなんですけれども、この苦情の評価4という評価ですね、今まで何件この4年間の中であって、解決率、これはどういう方向で進んでおるのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）件数まではちょっとこちらも把握しておりませんが、苦情が投書箱などにあったということで、それについては、職員研修をしながら随時改善をしてみたいということでお聞きしております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）件数まで把握してない。ほいじゃ苦情処理名簿があつてですね、その解決したのがそこに記載されておるのかどうか、それは、監査委員であつたら、多分監査の対象ですから見ることはできると思うんですけれども、そういう名簿整備をされておるのかどうかお尋ねします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）そちらの名簿を見せてもらったことがないんで、ちょっと把握し

ておりません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）それじゃこの評価の4というのをね、どういう方法で4として出てきたのか、もともとね、指定管理制度そのものが、先ほど冒頭に言いましたように、安くて最大の効果を上げる、住民サービスの低下にならないように、こういうことが本来の目的といいますか、なんですね。直轄でのそういう、行政のそういう一つのあり方の問題を、我々から見れば一時放棄をしてですね、他の法人に指定管理として管理をしてもらう。ここにね、指定管理制度の大きなミスというかね、落ち度があるんです。そこを議会としてチェックするのは当たり前のことなんですね。住民が、あるいは利用者がですね、いろいろ窓口に行ってサービスが悪かったあるいはいやな感じがした、これはその改善をする努力、ここが一番大事なところだと思うんですよ。その名簿があるかないかもわからんような、そういう指定管理の執行部の管理の仕方ですね。ここに大きな問題がある。我々から見たらね、執行部の指定管理の提案をされとるが評価をしたら、3かな4かなというようなこんな判断ができるんですよ。ちゃんとやっぱ、押さえてもらわんかったらね、議会に提案される答弁がなかなかできない、あるいは手元にそういう調べてないということがあると、議会運営上にも大きな問題が出てくるし、ましてやこの契約、提案をされとる問題はなかなかこう理解に苦しむというところがあるんです。それはどうなんですか。お尋ねします。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）今回提案させてもらうに当たりまして、利用者アンケートというのをやりました。これは社会福祉協議会は絡まず、海田町の社会福祉課の方で、6月3日から6月28日、26日期間をかけてロビーに投書箱、意見箱を入れてもらうなり、直接職員が行ってですね、意見をいただいたりということでやりましたところ、一応利用者の満足が58パーセント、28パーセントの方が普通ということで、ある程度の評価はいただいたんじゃないかということで、提案させてもらったところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）8番、岡田です。平成18年からですよ、25年か、職員さんの推移いんですかね、あの人数いうんか、それはどういうふうになっておりますか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）指定管理者としての、指定管理料内の職員としては臨時職員1名

を計上しているところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）今の社協の職員さんですね、あれは何人おられるんでしょうか。

○議長（久留島）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時20分 休憩

午後 1時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。副町長。

○副町長（三宅）社会福祉課長から答弁する前におわびを申し上げておきます。本来、先ほど声も出ておりましたが、委託先の職員の人数その他については準備しておく資料だと思っております。そこらへんの準備不足、本来そういうところを指揮監督する副町長として非常に申し訳なく思っております。本当に申し訳ございません。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）失礼しました。職員が5名、指定管理者の臨時職員1名を含めて臨時職員が3名でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）指定管理をする相手さんですから、すぐに人数が分かって当然だと思うんですけども、それと、この人数というのは先ほど言った平成18年度に指定管理を最初にしたときから変わっていないということなんでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）変わってございません。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。人数の事が出たんで、聞かせていただきたいんですが、上限額4,700で定められていると思うんですが、この内訳、これ委託費がまず含まれているのか、委託業務費が含まれているのかどうか、含まれていないのであれば中の内訳として管理費はいくらなのか。その辺についてちょっと内訳をご説明願います。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）指定管理の内訳でございますが、まず人件費、これは上限額で話した方がいいですかね、人件費は175万円、これがちょっとごめんなさい。

○議長（久留島）暫時休憩します。再開は1時40分にします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時27分 休憩

午後 1時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）はい、資料を持ち合わせてなくて非常にご迷惑をおかけしました。

説明をさせていただきます。今回の、福祉センターの金額の設定でございますが、人件費につきましては188万円、それから事務費が274万円、施設管理費が1,757万円、それから光熱水費2,305万円、修繕費が151万円、その合計額から施設使用料収入を差し引いたものを上限額として定めております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。第41号議案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第42号議案、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第42号議案、公の施設の指定管理者の指定について、海田町シルバープラザの指定管理者の候補者を選定することに伴い、指定管理者として指定することについて意見を求めるものがございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）第42号議案、公の施設の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。議案書9ページをお願いします。公の施設の名称は海田町シルバープラザでございます。指定の相手方は海田町中店8番14号、公益社団法人海田町シルバー

人材センター理事長広瀬俊明、指定の機関は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間といたします。次に、資料 3 お願いいたします。平成 26 年度から設置する海田町シルバープラザが公募によらず、海田町シルバー人材センターを指定管理者候補者として選定したものでございます。理由といたしましては、1 及び 2 の理由により選定したものでございます。続きまして指定期間につきましては、平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年間とすることとしています。2 ページ目をお願いいたします。指定管理者候補者選定の経緯をお願いいたします。10 月 3 日、企画会議において、非公募により海田町シルバー人材センターに指定管理者指定申請書を提出させること及び指定期間を 5 年とすることを決定いたしました。10 月 23 日、シルバー人材センターが指定管理者の指定申請書を提出いたしました。10 月 28 日、申請書の事前審査し、10 月 30 日、企画会議によりシルバー人材センターを指定管理者候補者とすることを決定いたしました。指定管理料についてでございますが、今回のシルバープラザについては、管理の実績もないこともあり町が直接管理したときにおいても必要と思われる経費を積み上げ、シルバー人材センターとの協議の上定めたものでございます。指定管理料といたしましては、総額で 1,977 万 4,000 円でございます。3 ページをお願いいたします。海田町シルバープラザ指定管理者申請者の審査基準でございます。海田町シルバー人材センターから提出された申請書類等が、指定管理者仕様書の内容に基づいたものであることを精査し適当と認めたものでございます。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13 番（崎本）先日申し上げましたが、4 ページの第 11 条、シルバーを利用することができるものとここに書いてありますよね。町内に住所を有する満 60 歳以上の者とする。2 項目、前項に規定するもののほか指定管理者が施設の目的を達成するために必要があると認めたものはシルバープラザを利用することができる、と書いてありますが、前項に指定するもののほか指定管理者が必要と認めたもの、とありますが、この、ものというのをどういうのを指すか、ちょっと、というのがですね、なんか事件、揉め事が起きて、シルバー、この責任者がね、わし困る思うんですよ。なんかあったら。だから、例えばどういうものか、例えばどういうことか、ということをちょっと明確に説明をお願いします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）この第２項の、指定管理者が施設の目的を達成するために必要があると認めるものの、ひらがなで書いてあるものでございますが、これにつきましては個人、法人、団体、このところを含めて表現するためにものという表現を使わせていただいております。内容につきましては、ここで議決をいただきまして、指定管理者だけ限定いたしましたら、町と指定管理者の方で協議をして、その範囲を定めていきたいと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○１３番（崎本）まあ決まってから決める言うあれなら、それなら何も言われませんが、この２号に前項に規定するもののほか、であるんですが、１項で定めちよるね、町内に住所を有する者が、２項でもこれは当てはまりますか。そこをちょっとお願いします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）基本的には、第１項で定めた町内に居住する６０歳以上の者、というのがそこで規定してありますので、それ以外の者で必要と認めるものということで考えております。例えば、世代間交流をする時に小学生とか保育所の園児とお年寄りが何かの会合を開く時に、第１項だけでは子どもたちが入れないというケースが出てきますから、その目的を達成するために、必要と認めるものという中にそういったものを含めて利用していただくということで考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○１３番（崎本）確かにそれは、まあええことじゃあると思いますが、やっぱり今後、協議して決めてもらいたいと思いますが、物事ちゅうものは限度がありますね、海田町内に住所を所有するものを優先的に扱ってもらわなかったら、その他諸々ちゅうことはね、やっぱり規定がなかったらね、やっぱり、おかしい思うんじゃないけえ、どこまでをどういうふうにするかちゅうのは十分今後協議して、その内容ちゅうものは議会に報告してもらいたいと思いますが、それはできますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一般質問でおっしゃいました趣旨、その他、今おっしゃっております趣旨を踏まえまして、特に町外利用者、先ほどの部長が言いました、町外の者の利用については最少限にとどめるよう協議をしてまいりたいと思いますが、個々の協議内容につきましては、どういう方向で議会にする場があるかというようなところがありますから、

我々が所管の常任委員長と相談してからという形になると思います。おっしゃられるような趣旨は十分に伝えることをお約束するとともに、議会への報告については、ここでどういう形でというのではなしに今後の協議に委ねさせていただきたいと思います。

○13番（崎本）はい終わります。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）9番、西田です。資料3の1ページのところに今選定理由が記載されていますが、その理由の中に、高齢者の労働能力の活用を図る、次に、高齢者の就労機会の創出、最後にシルバー人材センターの施設管理運営が可能である、という大きく三つがあげられている。で、2番目にシルバー人材センターは、その下に高齢者の就業機会の創出と、ここが大きなベストミックスの関係であって1社だけでね、1社だけで選定された理由だというふうに私は思いますが、それで、この同じような業務の者が、ひっついて指定管理をすると、いろいろ資料を調べてみる範囲でですね、シルバー人材センターの事業とそこの指定管理者の管理事業、この二つは明確にしておかないといけない。で、その結果がここの次のページですか、2ページのところの指定管理料になってると思います。で、ここらの関係を、会計帳簿上きちんと分けて、例えばシルバー人材センターはいろんな数字をもっておられる、でそれを使いながら、ビル、シルバープラザね、掃除をする時にはそれを利用するというふうになってしまいますよね。そういったところの按分の仕方、等も踏まえてこの今の指定管理料ですか、これが求められているかどうか。その内訳が、ちょっと具体が見えないので、一例くらいを出していただいて、管理料を明確にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）今回の管理料でございますが、まず平成26年度で説明させていただきます。平成26年度管理料309万8,000円と規定しておりますが、このうち養護施設の時間外利用、占用利用されたときに、管理人さんを置いていただくということでの人件費として81万7,000円、それから、施設設備管理費、エレベーターの点検であるとかキューティクルの点検であるとかそういった費用に114万6,000円、それから、事務費、AEDのリースであるとかそういったものについて32万2,000円、高熱水費について148万3,000円、これはあくまでもこれも集会所として使用する部分のみの計算をさせていただいております。それから修繕費として15万円、その総合額から施設の利用料収入がございますので、その、10万を差し引いた額が、309万8,000円という内

容になっております。これにつきましては年度末に経費部分を計算いただきまして、もし余剰金があるようであれば精算をしていただくという形、方法をとっております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）次にですね、先ほどからいろいろな問題が出ていると思うんですが、この指定管理に関しては、総合公園等も指定管理になっておりますし、その時にですね、先ほど質疑がありましたが、苦情の問題などはですね、随時履歴を取りながら発表されてきた経緯があると思います。今回の場合はそういう履歴はどういうような形で報告を上げられるのか、1年に1回とか2年に1回か、それから、そこらの管理上のもので、評価。そういったものを随時チェックするような方法を取ればですね、今回のようなトラブルは起きないような感じがするんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）利用者の苦情等いろいろなものが寄せられると思います。指定して管理していく上で。これにつきましては、苦情処理の改善・解決方法等々をまとめたものが、その都度まとめていただくことにしておきたいと思います。それから重要なものにつきましては、その都度早目に連絡をいただく、あるいはこちらからの指示を出すというふうなことで対応していきたい。でその苦情処理につきましては定期的に例えば1か月に1回とか2か月に1回とかそういった形で町のほうへも提出していただくような形で考えています。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）くれぐれも言っておきますが、シルバー人材センターの事業と管理の部分、管理事業、その部分がきちっと明確に分かれるような形で帳簿等の整理もきちっと行えるかどうか、それを再度確認します。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ここところが、今までの、建物をお貸しするというやり方と非常に異なる、ということになっておりますから、今回議決をいただきました後では、当事者のほうで協議してまいりたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。資料3にございます理由、指定管理の公募によらずに候補者として選定したという、理由の一つとしてシルバープラザの機能の一つとして高齢者の労働能力の活用を図る、とあるわけですが、本来現在のシルバー人材センターが

このシルバープラザの9割を占めているということは私、本日の質疑にもさせていただきましたけど、脱法行為にあたる疑念が大きい。いろいろなインターネットで調べてみてもそういうことをしている施設に対しては、いろいろと疑念が発生してきております。で、そのことを私、払拭できないんですけど、2ページに、今回の議案の2ページ、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定を受けようとする者は規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて町長に提出しなければならない。1、事業契約書、2、前号に掲げるもののほか規則で定める書面、とありますが、この資料の3の企画候補者選定の経緯、平成25年10月28日申請書を事前調査されているんです。申請書等がない、この二つの書面を添えて出してその書面をもとに選定をしたのが、この、本来であれば3ページに評価として出てきてると思うんですけども、企画会議では、申請書を事前調査したとありますね。そしたら、あと二つ添えなければいけない書類は審査してないというこの資料になりますけど、それでよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）申請書というのが申請書の中身と事業計画書を一体として申請書ととらまえておりまして、そこを審査をしたということでございます。あと登記簿とかそういったものについては、ここの事前審査については確認させていただきました。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）そういたしますと、今あれされました海田町福祉センターの指定管理者候補者の選定についての事前審査は、経緯が書かれております、2ページですね、申請書等を事前審査と書いているわけです。今のその申請書であれば申請書だけでしょう。等っていう言葉は当てはまりません。どちらが正しいんですか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）すいません。そういった意味では申請書等の方が正しいかと思えます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）それを資料提出されて、私たちがこれを検討しなければならないんですか。町長、どうお考えでしょう。どうでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回のシルバー指定管理につきましては、同じものが両方あるのに、そういう用語が違うとか、その内訳も資料で用意してないとか、不手際がありました。

そういう意味では大変申し訳ございません。今回の審査に当たりましては、誠に申し訳ございませんが、今の資料のところを申請書等とお読みをいただいて、ご審議を続けていただくようお願いします。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば認めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 42 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 42 号議案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第 42 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 4、第 43 号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 43 号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の題名が改正されることに伴い、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）それでは、第 43 号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 10 ページをお開きください。あわせて資料 4 の海田町営住宅設置及び管理条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正内容については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の題名が改正されることに伴い、海田町営住宅設置及び管理条例中の当該題名を引用している箇所の改正を行うものでございます。施行期日は平成 26 年 1 月 3 日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば認めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 43 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 43 号議案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第 43 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 5、第 44 号議案、海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 44 号議案、海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例の制定について。平成 25 年 2 月議会において畝保育所の移転建替に関する請願が採択された事を受け、老朽化をする畝保育所をふるさと館敷地に早期に移転建替するため、ふるさと館の用途を廃止するものとし条例を廃止するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）それでは第 44 号議案、海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 11 ページをお願いいたします。この度の条例廃止の提案につきましては、老朽化が進む畝保育所をふるさと館敷地に早期に移転建替を求めることを要旨とする請願が議会において採択されたことを受け、この請願の願意を実現するため、ふるさと館の用途を廃止するものとし、設置及び管理条例を廃止するものでございます。施行期日は平成 26 年 4 月 1 日でございます。なお、ふるさと館廃止後のふるさと館の持っている機能については、本定例会に提案している一般会計補正予算案に、旧千葉家住宅改修事業として、展示施設整備工事設計業務委託料を計上させていただいておりますが、旧千葉家住宅敷地内に新たに展示施設を整備する予定で、この新施設を中心に将来的には敷地内の主屋も体験活動の場としての活用を図りながら移転をさせていただきます。また、現在のふるさと館の収蔵資料のうち常設展示分は、新施設開館までは公民館・小学校の空き教室に展示コーナーを設けるとともに、開館後も必要に応じて、公民館等で巡回展示を行うことを考えております。以上、簡単ではございますが、海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例の制定についての説明

を、終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。お尋ねしますけども、2年前、約20か月ですね、請願が出たということからふるさと館の廃止条例、私はずっと賛成をしてきたんですね。それは、保育所の請願に対して。しかしふるさと館を取り壊すことについて、いろいろな異議があるけども設置管理条例の廃止については、私は3つのことを口をすっぱくして発言を重ねてきたところです。一つは、ふるさと館の目的、これを達した場合、二つ目には、ふるさと館これ以上の施設や建物を建設する場合、三つ目にはその建物が危険で危害を及ぼす場合、どれかに当てはまれば私はふるさと館を壊してもいいと思うんです。ところが、今その目的もどれ一つとっても、目的を達していないしそれ以上のものがない。そこでお尋ねしますけども、保育所の請願が出てきたからこれを強行的にやる、それでは、畝の保育所は来年度予算に乘せるのかどうか、これをお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今のスケジュールでいきますと、今回、この条例廃止条例がとおった場合は、畝の保育所を建て替えるため、ふるさと館跡地に建て替える予算を来年度当初予算に計上したいと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）そうするとですね、空白が生まれるんですよね、ふるさと館、継続していった場合に。我々は町長に問責決議しました。また、ふるさと館が、町民や議会に対して黙って休館を19日間したんですよね。我々は責任を取って7月、議員の手当て0.5パーセント減額をいたしました。執行部は誰一人、その問題について責任をとろうとしない。我々は、このふるさと館の設置管理条例の目的や、その目的を達するための事業、これを一つなりとも休んではいけない、重要視して今日まで取り組んできたんですけども全くこれが、20か月前の状況と同じことで、今回やられる。しかも、ふるさと館を廃止をする条例のもとで、その代償となるのが千葉家、今話をすると、ふるさと館を壊して千葉家にもって、その代償に保育所を建てる。この過渡期ではあったとしても、半年以上機能を全く失うわけですね。このことをものすごく軽率に感じておる。なぜなのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）老朽化しております畝保育所をできるだけ早く建替えるためにはというふうに考えて、それで、おっしゃいます空白期間につきましては教育委員会と協議を重ねて、先ほど教育次長が提案理由の中で申しましたが、おっしゃいますとおり確かにその間は暫定的措置という形でその機能が十分に発揮と、ゼロではございませんが、十分に発揮できる状態ではないと思っておりますが、畝保育所の日も早い完成ということを考えますと、そのタイムラグなどをいかに短くするかということであると判断しての、今回のスケジュールです。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私は、保育所を早く建て替えてほしい。こういう面でも賛成をしてきたんですよね。ところがですよ、来年度保育所、畝保育所を建て替える、今年度あったんです、今年度空白なんですね。なぜ、今年度にそういう問題を早く手をつけないのか、ふるさと館壊す、あるいは設置管理条例を廃止をする、その代償として千葉家にですね、そういう機能を早く移して、空白のないようにする。これが我々が指摘した問題を本当に誠実に実行しておる、このことにつながるんですね。これが全くないと。私執行部の考えがね、全くわからない。ものすごく議会軽視されておる。今の、20 か月前ですよ。同じ状況で今提案をされておる。あるいは、ふるさと館の代替の方法は、全くね、展示物をして、議員もこれ許してくれるだろう。私はそんなに簡単に考えてないんです。過渡期であったとしても、ふるさと館のそういう機能を十分充実させて、継承して、継続をしていく。ここが抜けとるんです。なんでそうなるんか。私はようわからんのです。もう一遍それをお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）本年2月の定例会において請願が採択されましたが、その際、執行部といたしましては、その1年前の定例会において、ふるさと館廃止条例が否決されたその一つの理由は、代替機能についての説明が不十分というところにあったと思っています。それで、請願を受けましてからは、教育委員会としてふるさと館廃止をどのようにするかという協議を重ねてまいりました。その中で千葉家住宅の活用ということをしようと。そのスケジュールを組む。しかしながら、その千葉家住宅のところにできるのを待っておれば、まだ1年以上畝保育所はそのままにしないといけなと。そういたしますとこの間に、暫定期間においてでも、ふるさと館の跡に畝保育所をつくろうと。代替機能につきましては千葉家の住宅をお示しし、それから、暫定期間の間の巡回展示について

も、ということで、ふるさと館機能の維持は最大限発揮していくと。その上で採択された請願でございますがふるさと館跡地に畝保育所を建てるということにつきましては、現在の老朽化している畝保育所を思いますときに一日も早くという形で優先順位をつけさせていただきました。その点につきましては、議員おっしゃいましたように、各議員と優先順位をつけかえた執行部と、というところがあるかと思いますが、畝保育所の現状を考えた場合、結論をできるだけ早く導き出す必要があるということを考えまして、本定例会にこの条例を提案させていただいた次第でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番前田です。副町長、説明されましたが、たった4、5日前の29日、総務文教委員会の資料を読んでも、どうもこれは町長部局から教育委員会は無理やり押さえつけられて、舌足らずになったという、で教育委員会と町長部局の答弁も含めてQ&Aが出ておるわけですが、その中でね、暫定期間でということで逃げようとされているんですが、千葉邸にその機能を求めるいうて、これではね、中身が詰まっていないですね。その答弁を読んでもね、防火や耐火面についてどうするのか聞いたら、検討していきたい、こういう答弁をしとるんよね。耐火構造にするのか防火構造にするのか従来の木造プレハブにするのか、それすらも決まっていない。これ後でまた言いますけどね、にもかかわらずね。2階建3階建てどうするんかいうたら、町長部局と協議する。何にも決まっていないですね。余計は言いません、いっぱいある、情けない。次のね、こないなことも言うてる。現計画を修正することは可能なのか、いうたらね、効果的に移転できるかをしっかり考えていきたい。副町長、言われることは若干ずれがあるように私今聞きよったんですがね。ずれとる。ここの整合性をどのように説明されるのか聞きたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）総務委員会でのやり取りについては、私も連絡を受けておりますけども、もともとのやり取りについて教育委員会と齟齬があったというふうには考えていません。教育委員会とは十分に連携を取っての上の話だというように思っています。そういう中でおっしゃいます確かに千葉邸の部分については、設計を待たなければいけないという部分もいくつか残っておりますから、それは先ほど佐中議員に申し上げましたとおり、ふるさと館機能の追及よりも、まずは畝の保育所を早期に建てるという方を優先した結果でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。この条例廃止案の議案は20か月前に出ました。で、議会で否決をいたしました。今の、答弁をお聞きしてますと、畝保育所を一日も早く建設しなければならないとおっしゃるのであれば、否決された次の日から、畝保育所の用地を選定し、畝保育所を建てていけば、もうできているわけです。で、今畝保育所が大変だとおっしゃいますけど、それは執行部の責任ではないですか。もう数年前から老朽化しております。修繕をすれば、まだ持ってる。で西浜保育所にいたしましても、幸保育所にいたしましても強度の地震が起きた時には倒壊するという診断が出ているわけです。何も畝保育所だけが、緊急に建替えなければならないということではないんですね。西浜保育所も幸保育所も同等でございます。廃止条例案が否決されたときに、速やかに次の施策を打ち出されないといけないんじゃないですか。また数か月たって同じ請願が出て議長裁決で可決をした、だから、請願を生かします。これ、執行部の能力の無さを示してるんじゃないですか。私は、保育事業は大事だと思っております。そういたしますと、前回の否決された後の対応、あまりにお粗末です。だから、また請願がでたから可決をされたからふるさと館を壊して畝保育所を建てる。こういう自治体がどこにありますか。私は本当に保育事業が大事であれば、もう数年前に建て替え計画が出ててもいい計画です。幸保育所と西浜保育所からも請願が出れば、どっかの大事な施設を壊して、建替えて下さいという請願が出れば三つ実行されるんですか。ましてや今子育て、平成29年がピークと言われております。子育て会議がスタートして、町の全体の子育て支援の施設、受け入れ体制をどうしようかという審議が始まりました。なぜ、こだわれるんですか、ふるさと館を壊して建てる。保育所事業がここまで大変になった責任は行政にあると思いますけどその点については、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今回のふるさと館の廃止条例は、2年前からお願いは議会の方に提案をさせていただいておるわけですが、実際に畝保育所に行ってみても、老朽化は著しく、そして皆さんが見ていただいてもですね、1日も早く建て替えて、新しいところで保育事業をやっていただきたいということであります。その中で、また保育所の父母の会とか議会の請願を受けて、私どもはものを運んどるわけですが。一方ふるさと館の問題を皆様にもいろいろ見聞していただいたり中身の調査をしていただきたいと思います。実際に今、ふるさと館の機能の問題に対して、入館者と申しますか、

利用価値がですね、本当に役所の価値として、費用対効果が十分織り込まれているかどうか。海田町のふるさと館は年間約 1,000 万ぐらいの費用がかかっています。入館者の、来場者を見てみましても、いろんな催し物やってもどのぐらいの入館者があるかというのを一度皆さんで議論いただきたい。これは前からですね、十何年も前から、できた時には、改めて皆さん非常に興味と歴史のいい会館であったわけですが、現在入館者の数字を見ますと、とてもじゃないが、行政としてずっと続けることがなかなか難しい、私はそういう判断の下に、畝保育所をできるだけ早くやって、ふるさと館の改修をお願いしたい、ということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12 番（西山）一刻も早く、幸保育所に行って見てください。一刻も早く建替えないといけない。ここまで放置していたのは誰ですか。そうです行政です。その転嫁のために一刻も早く建て直さなければいけない。理由になりません。で、ふるさと館の入館者が少ない。歴史民俗資料館とか、博物館とか費用対効果を求める施設ではございません。ましてやこの数年間、事業をしないようにしないように、入館者が少なくなるように少なくなるように、年間の展示計画を意図的に少なくされてきたではありませんか。それを、入館者が少なくなったから、費用対効果で廃止を求めたい。私は理由にならない、今の 2 点の答弁をお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）畝保育所の問題もですね、以前から、海田町で一番老朽化した保育所としての位置づけをしていろんな調査をしました。以前から隣地の土地の借用の問題、交通の問題、車の出入りの問題も含めて、全く今何かあった時には大変な問題だということを踏まえて調査研究をしてですね、いろいろ判断の材料にさせていただきました。今ご指摘のようなふるさと館の使用が少ないのは行政の責任だと言いますが、文化関係の施設はどこでやってもそれで利益が出たとか儲かったとかいうことは絶対ない。しかしながら維持をせんにゃいけんというのが、文化施設の一つの特徴でもありますし、どこの行政のいろんな施設をみても、本当に文化施設で儲かった、良く入った。はじめのうちは来ますが、10 年も 15 年も経てば、一ぺん見たらなかなか、皆さん集客力がない現状でございます。その前までを見ていただきましても現在のふるさと館の機能を、私は町長にならしてもらっても以前は 3 人ぐらいの職員の配置をしておりましたが、現在はパート 2 名か 3 名ですね、させていただいております。それを見てもらっても、ふるさ

と館の現状と入館者の数字、そして、展示の問題を含めましても、ふるさと館の機能は、昔の展示会、また絵画展、いろんな催しをされても入館数が少ないのはみなさん本当によく調べていただければわかると思います。そういうことを踏まえまして、今回の畝保育所の早期実現、そしてふるさと館の機能は千葉邸に移すという強い思いでこの問題に取り組んでおります。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 私はね、副町長・町長が一生懸命何ほいわれてもね、今の言い方は通用せんと思う。なぜか言うたら、駅前に庁舎を建てます、27階建てを建てます。それが否決になったらですね、町長どういわれました。民間でもだれでも一案がだめになったら次の案を並行して考えるのが当たり前じゃないか、次の案を出されましたよ。千葉倉庫を。庁舎建設。何で畝保育所も最初にふるさと館があっこへ移転するのへ反対された。そうしたら、早期実現せんやいけんかったらなぜ次の案を考えられなかったんですか。どこか場所を探して、こういう考えもある、こういう考えも、なぜされなかったんですか。請願を理由に、請願は理由ですよ、その、町長の、でしょ。否決された、すぐに並行して早期実現せんやいけんものは、園児のために町民のためになぜすぐ考えられなかったんですか。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 確かに否決された後に、その、検討いたしました、その中でやはり現在の父母の会の中で、計画をさらに継続してほしいという声も出ておる、そういった中で請願がもう一度出て、その請願の取り扱いについて、議会の動きを見守っておいりました。その結果議会において採択されましたので、その方向に向かったわけでございます。

○議長（久留島） ほかにありますか。下岡議員。

○4番（下岡） 4番、下岡です。先ほどですね、ふるさと館廃止の理由として、現在持つふるさと館の機能をですね、千葉家に移転すると、そのことは可能であるという説明がございましたけれども、この点について質問いたします。ご存じのように、ふるさと館というのはですね、中世、平安時代に海田という言葉が表れてから中世、近世、現代にわたってですね、長い歴史を持っておりまして、その間の産業であるとか人々の生活であるとか、あるいは海田から輩出した先輩方だとかいうことをですね、提示しておると。一つは展示機能。もう一つはですね、現在のふるさと館でですね、今月の広報かいたにも出ておりましたけれども、むかしのくらし展ということで、その中で石臼であると

か、しよいこなんかの体験をやりますよという、一つは体験学習の場である。もう一つは3点目はですね、歴史的資料あるいは文化財の保存機能、この三つを持っておるということで、これについてですね、果たして、千葉家に新たに展示館を設けることですね、移転が可能であるかどうか質問いたします。ご存じのように千葉家というのは、江戸時代中期のですね、今から約二百数十年前の建物、民家と。裕福な方の町屋として非常に良好な状態で当時の状況そのままにですね、保存されているということで、県の重要文化財に指定しておるわけです。という事で、例えば千葉家の見学においてもですね、その現状を崩さないように静かにですね、見ていただく。そしてこの建物は将来世代にわたってですね、ずっと保存して、良好な状態で保存していかなきゃいけない建物であると。そういう意味でですね、全く千葉家とふるさと館とは異質のものであります。今言いましたですね、石臼を回すだとかしよいこを負うということですね、先ほど、千葉家の主屋本宅そのものでですね、体験学習としてやるということが果たして妥当なのかどうなのか。千葉家本家でですね、本宅で石臼を回す、しよいこを背負わす。これ建物をき損する恐れがある。千葉家の建物に対して負荷をかけることになるわけです。ひょっとしたらですね、この良好な保存が不可能になるかもしれない。こういうですね、機能移転というものがあるんですか。普通のそこらの公民館なんかですと石臼を回そうがしよいこを背負おうが何しようがかまいませんけども、重要文化財であるという意味をしっかりと考えるならば、体験の場としてですね、この千葉家を使うことは、私はとてもですね、妥当だとは思われない。それと、もう一つは保存について、歴史的資料であるとか海田町の文化財について、保存ということについてどうするのかということこれ、まあ、小学校の空いた部屋とかそういうところで保存しますとか言うことですがけれどもそういう保存であってはですね、資料が散閱してですね、きちっと保存される保証がない。このことについてはですね、例えば、教育委員会委員の教育委員の中からもですね、しっかりと、この保存については考えてやってほしいという注文がついてるわけです。保存についてもそういう状況であるという中でですね、ふるさと館を壊してですね、海田町のね、非常に古いこの歴史、抹消しようとしてるのじゃないかと私は受け取ってますよ。このことについて答弁をお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今ふるさと館と千葉邸は別質のものであるというご意見・ご指摘がございましたけれども、本来目的自体は確かにご指摘のように違っております。ただ今の利

用状況を見た中でですね、例えば千葉邸であれば、学校教育で申しますと、海田小学校一校だけが行っております。これがふるさと館の中では、むかしのくらし展、この中ではすべての小学校、小学校3年生の時に郷土を学ぶというカリキュラムがございますから、その一貫として行っております。こうしたものを総合的に考えた時に、千葉邸の中に、千葉邸というのは先ほどおっしゃったような、建物、庭園など文化的価値がある、そしてふるさと館というのは古代からの海田の人々の暮らしや産業にかかわる歴史資料を保存していると、この一つ、二つの要素を一つの箇所を持つてくることによって、さらに子ども達へまた海田町の住民の方たちに、より文化の拠点としての機能というのが備わるのではないかと考えて、この案を提案したわけです。また、体験活動を今計画しております資料展の方ですけれども、これは今、下壁とほとんどもものがない、土間っていうんですかね、下が土のままの状態がありますので、建物に対しての大きな負荷というのはかからないのではないかと考えております。保存についてはご指摘のように、教育委員会会議の中でもご指摘いただきましたので、そこについては方法も含めてですね、しっかり考えさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。何点かお聞きさせていただきます。まず機能に移転するとおっしゃる、千葉邸に。これはもう当初から、この話があった当初からずっと言い続けていることございますけれども、千葉邸の中に入れたらどうか、やっと千葉邸の話が出てきたような状態です。その前に一編ありましたけれども。ならばまずこの補正予算を通した上での上程が本来の筋だと思うんですけれども、それについてまず一点お聞きしたい。次に、先ほど来から他の方からも出ておりますけれども、この4月1日、この条例が施行されて、次に今、仮に予算が通ったとして、委託をして3月末ごろまでに設計書が上がってくるだろうと思います。当然それに対して予算をかけてやってきた時に、1年間、先ほど教育委員会のほうで提案理由の中で説明がありましたが、きちんとした形で、展示室を設ける、だから中途半端、今のやり方だときちんとした展示じゃないと思うんですよ。それに対してまた、条例が通ったとして4月1日が施行なんで、4月1日までの間にきちんとした形で、残ったそれを展示場所を明示させてきちんとした形で成果にしていだけるのだろうか。最後にあわせて、次の、今ある資料、展示できないもの、そういうものを保存、保存に対してきちんとした形でこの4月1日までの間に我々に対して、こういう形で報告ていかにゃ、きちんとしたことが出来ますよということを、

最低限報告ができるような状態にしていいただけるんか、それをお約束できるんか、それについてちょっとご説明をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）議案審査でございますが確かにおっしゃるとおりに片一方のまだじゃないかということになっておりますが、ここにつきましては、私どもとしては一体的に提案させていただいたつもりでございますから同じようなというふうに思っております。条例とそれから予算のどちらを先に整理されるかというのは、順番の方は私どもからただ、この12月議会で廃止議案を出しましたまず理由の方をご説明させていただきたいと思いますが、前回確かにそういった廃止議案とそれから畝保育所の予算それから当然に廃止議案を出したからという形で、ふるさと館の運営予算、そういったものを提案せずに、4月に混乱させたことも確かでございます。そう考えますと、今回は、まず、確かに私どもの方もいろいろございましたし、議会の方の採択もいろいろしている中で、このふるさと館問題に決着をつけて、26年の当初予算を編成するに当たっては、どういう形をとるのか、ふるさと館を廃止してそのあとに畝保育所を建設するその建設の予算を組むのか、それともそうでない、先ほど来出ておりますけども、私どもといたしましては、西浜と幸の保育所の建て替えるための基本計画を来年度の当初予算考えておりますので、畝がこのまま宙ぶらりんになるといちばん老朽化している畝の議論が遅れてしまいますので、もし、私どもの望まない方向になった場合には、当初予算におきましては、そういった畝についてもどのような形で持って行くかという計画案を予算化しなければいけませんし、ふるさと館の今後の運営という予算化ということも考えていかなければいけない、そう考えればこの議案について、このふるさと館の議案についてまず皆様方のご意思を示していただいた後にいろいろ考える、そうするとこの12月の定例会において、この廃止議案を出さざるを得なかった、ということはご理解をいただきたいと思います。第2点目のふるさと館機能の体験、それから展示機能、それから保存機能そういったようなものについて、まだ不十分なものについて4月1日までにすべてが明確に出せるかというご質問でございますが、このあと補正予算の審査も控えております。そういった中で、現在執行部の提案しております案件がすべて整った場合におきましては、どこまでが示せるかということは別でございますが、その機能について4月1日までに、十分なまた改めての説明させていただく機会を設けさせていただきたいと、これを執行部の方から説明させていただくという部分はお約束いたしますが、それが今議員

がおっしゃいました、明確な確たるものかどうかということになりますと、また評価が分かれると思いますから、その部分は除きまして、そういった部分についてのさらなる説明は、続けさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

まず反対討論、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。44号議案に反対の討論を行います。ふるさと館は現在も学習の場、または住民の憩いの場として活用されております。また現在展示されているものや倉庫等に保管されている物品や収納されている貴重な品物を小・中学校の空き教室に入れると、もってのほかです。特に日本人初のオリンピック金メダリストの織田幹雄先生の遺品や元東洋カープ三村監督の遺品収蔵が多くあります。これら品物の保管場所も明確にせず、ただふるさと館の解体に終始しております。昨年の3月議会においても本案は提出されましたが、代替え施設の説明とかが明確でなく否決されました。その議会における意思も聞き入れず再度提案されていることは全くお粗末行政であります。千葉邸をふるさと館の代替施設とするならば、火災時にも貴重な資料・財産が守れたり管理できる耐火構造の施設として整備し、現ふるさと館の展示品等、確実に移動展示してから、ふるさと館の廃止を提案すべきであります。更にはふるさと館の跡地に保育所を建設する案もありますが、少子高齢化の時代にあって我々はその人口動態も提示すべきであると申し出ておりますが、何等の説明もありません。現4保育所の統廃合案も示されておられません。請願が出され議会が認定しているので早く保育所の建て替えをする、この一点張りであります。議会は請願に対しても、保育所の建て替えには賛成するがふるさと館を解体しての建て替えには反対である、と委員会報告や、少数意見の留保でその態度を明確にしております。しかしながら町長部局は、保育所建設の請願は議会において採択されているとしか言いません。なぜ委員会の報告書や少数意見の留保、すなわち条件付き採択であるということが理解できないのか、まさにお粗末以外の言葉は出てきません。それとも私がいつも申し上げている通り、行政を私物化しているため、議会の声など聞くもんかというのか、お粗末と言うほかありません。長くなりましたが、まとめて言いますけれども、千葉邸に代替を求めるならば、そのようにし耐火建築物として整備し、施設管理条件をつくり、それからふるさと館の存廃を論ずべきであり、今

の町政はまさに本末転倒の施策であります。全く同意できません。千葉邸に求めるにしても、木造か鉄筋コンクリートなのか、それさえも決まっておりません。先ほども言いましたが11月29日の総務文教委員会、常任委員会の説明で、あるいはまた、11月30日の中国新聞にも書いておる通りであります。何の考えもなく貴重な税金を使うばかりで、何らの考え、施策が見えません。物事は計画性を持ち節税に努め、多くの町民が理解できる施策になるよう求め、反対の討論といたします。

○議長（久留島）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第44号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立少数です。従って第44号議案は否決されました。暫時休憩します。再開は3時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午後 2時47分 休憩

午後 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第6、第45号議案、平成25年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第45号議案、平成25年度海田町一般会計補正予算（第4号）、平成25年度海田町一般会計補正予算（第4号）につきましては、小・中学校のパソコンの更新等に係る費用の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第45号議案、平成25年度海田町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料5の平成25年度補正予算説明書に従いまして歳出からご説明いたします。なお、箇所づけのある投資的経費の増額につきましては、別に資料を提出しております。あわせてご覧をいただきたいと思います。また、この度の補正予算では、国家公務員の給与減額支給

措置を踏まえた、地方公務員給与費の減額に伴う給料及び職員諸手当の減額や、不足する時間外勤務手当の増額、職員の育児短時間勤務や病休、死亡退職に伴う給料及び職員諸手当の減額と臨時職員賃金の増額、その他各種職員諸手当等の増減を行っておりますが、件数が多くございますのでこれらの説明は省略をさせていただきます。なお、これらの補正額につきましては、給与費減額分が 3,741 万 5,000 円の減額、時間外勤務手当の増額が 1,127 万 3,000 円の増額、育児短時間勤務の取得や病休・死亡退職分が 1,212 万 5,000 円の減額、臨時職員賃金が 166 万 4,000 円の増額、その他各種職員諸手当等は 92 万 2,000 円の減額でございます。それでは個別の説明をさせていただきます。資料の 7 ページ 8 ページをお願いいたします。総務費の一般管理費の庁舎改修事業につきましては、役場庁舎の玄関、屋上等の防水工事を実施するため、130 万円を増額するものでございます。次に、財政管理費の事務用品管理事業につきましては、年度当初に行いました庁舎内の部署の引っ越しや高速フルカラー印刷機の導入等により消耗品費が不足するため、80 万円を増額するものでございます。次に、防犯対策費の防犯灯管理事業につきましては、自治会管理の防犯灯の一部を町に移管するため、20 万円を増額するものでございます。続きまして、17、18 ページをお願いいたします。民生費の老人福祉費の（仮称）海田町シルバープラザ整備事業につきましては、エレベーターと自動ドアの再稼働に当たり、点検整備を行うための増額と、旧広島法務局海田出張所の取得に係る入札執行残の減額、施設に配備するテレビや机、いす等の購入を合わせて 370 万 9,000 円を減額するもので、備品の購入については、地域の連携体制の構築支援等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金を活用することとしております。次の介護保険繰出金事業（法定負担）の 501 万 6,000 円の増額と、その下のその他の 58 万 6,000 円の減額につきましては、特別会計の補正予算に伴う増減でございます。次に、障害者福祉費の障害者支援事業の 3,330 万円の増額と、次のページの障害者社会生活援助事業の 644 万円の増額につきましては、障害福祉サービスの利用の増によるものでございますが、障害者福祉費国庫負担金と県負担金が交付されます。次に、町民センター費の町民センター改修事業につきましては、第 1 集会室の照明灯を修繕するため、130 万円を増額するものでございます。続きまして、21、22 ページをお願いいたします。保育所費の私立保育所育成事業につきましては、小さくら保育所の入所児童数の増に伴い、委託料と運営費補助金を増額するものと民間保育所の保育士等の処遇を改善するための、臨時特例補助金を交付するため 2,610 万 5,000 円を増額するもので、私立保育所委託料の増額につい

ては、保育所保護者負担金の増額を見込むとともに国県の保育所運営費負担金が交付され、保育士等の処遇改善補助金については、安心こども基金事業補助金が交付されます。次の子ども子育て支援システム構築事業につきましては、新制度に対応するシステムを構築するため、907万2,000円を増額するものでございますが、安心こども基金事業補助金が交付されます。また、年度内の完了が見込まれないため、あわせて繰越明許費を提出しております。次に、児童クラブ費の海田東児童クラブ空調設備整備事業につきましては、遊戯室に空調設備を整備するため、360万円を増額するものでございますが、放課後子ども環境整備事業補助金が交付されます。続きまして、29、30ページをお願いいたします。農林水産業費の農地費の農道水路改修事業につきましては、緊急対応用の予算に不足が見込まれるため、50万円を増額するものでございます。続きまして、35、36ページをお願いいたします。土木費の道路維持費の町内道路修繕事業につきましては、不足が見込まれる緊急対応用の予算の増額と、自治会要望とPTA要望に対応するため、570万円を増額するものでございます。続きまして37、38ページをお願いいたします。公園費の海田総合公園改修事業につきましては、給水管の漏水箇所を調査し修繕を行うため、450万円を増額するものでございます。続きまして39、40ページをお願いいたします。住宅管理費の町営住宅管理事業の250万円の増額、41、42ページの排水路費の町内水路修繕事業の50万円の増額、その下、町内水路浚渫事業の100万円の増額につきましては、緊急対応用の予算に不足が見込まれるため増額をするものでございます。続きまして、43、44ページをお願いいたします。消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の退職に伴い、退職報償金を支払うため、51万4,000円を増額するものでございますが、消防団員等公務災害補償等共済基金から財源が交付されます。続きまして45、46ページをお願いいたします。教育費の事務局費の学校電算システム改修事業につきましては、教育委員会と学校間のネットワークや校内LANの再構築等を検討するため、111万3,000円を増額するものでございます。次に、私立学校振興費の私立幼稚園就園奨励事業につきましては、就園奨励費の単価の増額に伴い、515万6,000円を増額するものでございますが、国の予算の範囲内で補助金が交付されます。続きまして、47、48ページをお願いいたします。学校管理費の小学校改修事業の1,000万円の減額と、その下、小学校プール改修事業の5,800万円の減額につきましては、海田小学校のプール改修工事の未執行に伴う減額でございますが、南校舎の窓改修もプールの改修にあわせて行うこととし、工事費を減額するものでございます。次に、教育振

興費の小学校コンピュータ更新事業の 681 万 8,000 円の増額と、次のページの中学校コンピュータ更新事業の 305 万 5,000 円の増額につきましては、ウィンドウズ X P のサポート終了に伴い、パソコン教室と教師用のパソコンの入れかえ作業とネットワークの調整を行うものでございますが、現在使用しているパソコンのうち、電源を入れるたびに復元する機能がついてるものについては小学校において引き続き使用するものとし、教師用と中学校のパソコンについては、長期継続契約で別契約とし、当初予算に計上することとしております。次の中学校教育振興事業の 471 万 3,000 円の減額につきましてはウィンドウズ X P 対応用として、当初予算に計上していたパソコンの更新のための費用を減額するものでございます。続きまして、51、52 ページをお願いいたします。公民館費の社会教育活性化支援事業（海田公民館）につきましては、国の委託事業である当該事業の発表会に出席するため、10 万 9,000 円を増額するものでございますが、公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム実施委託金が交付されます。次に、旧千葉家費の旧千葉家住宅改修事業につきましては、展示施設の整備のための実施設計を行うため、850 万円を増額するもので、あわせて繰越明許費を提出しております。続きまして歳入をご説明いたします。なお、歳出に関連して説明をしたものは省略をさせていただきます。それでは 1 ページ 2 ページをお願いいたします。地方特例交付金につきましては、額の確定に伴い 106 万 5,000 円を増額するものでございます。次に、国庫支出金の民生費国庫補助金の子育て支援交付金につきましては、制度が廃止され安心こども基金事業補助金に移行したことにより 1,611 万 8,000 円を減額するものでございます。次の児童虐待 D V 対策等総合支援事業費補助金につきましては、制度が創設され、安心こども基金事業補助金から移行されたことにより、94 万 4,000 円を増額するものでございます。続きまして、3 ページ、4 ページをお願いいたします。財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整のため、4,915 万 7,000 円を減額するものでございます。次に、諸収入の雑入の派遣職員負担金につきましては、派遣している職員の給与減額により 89 万 1,000 円を減額するものでございます。次に、町が主催するセミナー等の開催経費に対する助成金の 50 万円の増額と、町の魅力発信事業助成金の 60 万円の増額につきましては福祉保健まつりが市町村振興協会の助成金の対象となったことによる増額でございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 45 号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 1,256 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 93 億 5,883 万 4,000 円と

するものでございます。続きまして、繰越明許費でございます。3ページの第2表繰越明許費をお願いいたします。地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費として2件を提出しておりますが、内容につきましては、歳入歳出予算の補正でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。以上で平成25年度海田町一般会計補正予算第4号の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑あるでしょうか。多田議員。

○10番（多田）はい、10番多田です。この千葉家住宅の改修事業なんですが、先ほどふるさと館条例廃止が否決になりましたので、一応、ふるさと館の代替施設という位置づけは失われたと思いますが、それでもこの教育委員会としてはですね、これを千葉家住宅の施設につきまして、新しい施設につきましては、管理運営をする場所、それと、あとトイレとか、そういった外部から来られた方のそのための施設ということで、あくまでもこれを出されるつもりなのか、その辺の意図をお聞きしたいんですが。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）先ほどふるさと館の廃止条例が否決されたということで、千葉家住宅の今の管理人棟、納屋を解体して、当初計画をしておりましたけども、こういった状況が起きたもんですから、これについては、予算執行を含めて教育委員会でちょっと協議をさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私も多田議員さんの関連質問でございますがね、今、ふるさと館の廃止条例は、否決されたもんじゃろ。だから私はこの件に関しては、十分に審議して何が必要か何をせにゃいけんか、そういうことはもう十分審議して、来年度当初予算でもう一回よう審議して出された方が、私は適正じゃないかと思いますがその点についてはどうですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）ご指摘のことは重々承知わかるんですけども、先ほどの結果が結果でしたので、なかなかそういうところまで考えが至っておりませんので、検討さしていただければと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）説明書のね、38ページ、資料の8にもあるんだけどね、これは、親切に

図面は付いとるんじゃけどね関係とかがないんよ。もうちょっと同じ親切にやるんならね、もうちょっとしっかりした図面をつけてね、やってほしいと思うが、わけのわからん4か所ほどバルブは付けるんだと書いとるんだけどね、これだけでは理解できないと思うが、もうちょっとしっかり丁寧に説明してほしい。金額では410万円かな。以上。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）資料をもとに説明させていただきますと、まず括弧書きで漏水区間というて書いとる枠があると思うんですが、そのすぐ左側に四角い囲みがあるんですが、ここがここが一番の高いところになっておりまして、止水栓がバルブの関係でですね、この区間に間にバルブが無かったもんですから、最終的にこの区間の範囲で530メートルの範囲で、どこかで漏水してるということまでは、その前段で突き止めたいうところなんです。今回補正で450万計上させていただいたのは、これを説明させていただきますと、まずこの530メートル区間の真ん中のところにバルブを設置しまして、それから上流か下流で漏水している箇所が特定できますので、さらにその、例えば上流の方が漏水してるいうことでありましたら、またその上流の区間であります今の530メートルの半分の265メートルの間にもう1か所、バルブを設置しまして、さらにそこからまた上流、下流で、どちらの方から漏水してるかいうことで、最終的に4か所、バルブを設置しまして、最終的に33メートル、その区間漏水してる区間いうのを特定できましたら、ここへ掘削をしまして、あと修理をして修繕を行ういう事で計上させていただいているところです。管の大きさにつきましては10メートルになっております。すみません、直径は10センチです。申し訳ございません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）せっかくここまで親切に来てるんだから、そこまで書きなさいや。4か所だけであってね、総延長も530メートル書いとるんよ。山じゃ川じゃいうことは誰にもわかつとるんよ。現地は頭に入つとるんだから。言うとする事をね聞いとることをしっかり聞け言いたいんよ。ちぐはぐなちぐはぐなことばかり言うて。ま、そりゃええ、もう。

○議長（久留島）ほかにございませんか。住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。幾つかお尋ねいたします。歳出8ページ、防犯灯管理事業で自治会設置の防犯灯一部移管と、そのための予算という形で説明を受けましたが、これはどの地域のものを何基、いつ頃移管させる予定でしょうか。続きまして、資

料 18 ページ及び 20 ページにおきまして、障害者支援事業及び障害者社会生活援助事業、こちらが利用者の増ということで今回補正を組まれるということですが、金額的にはかなり高額のように思えます。当初予算に比べてこれだけずれが出るというのは、不思議に思いますが、どのような理由から、これだけ利用者の増、言い換えれば、当初の見込みに比べ、なぜこんなにずれるようなことが起きるのか、お尋ねいたします。それと、やはりふるさと館の、失礼しました。千葉家の改修予算 850 万。先ほど来教育委員会の答えを聞いておりますと、今後協議をします、言い換えれば執行するかしないかわからない、そういった予算が盛り込まれたまま議会に対して審議しろというのは、正直な話いかがなものかと思われしますが、その点、このままこの補正予算を審議しろというふうに捉えてよろしいのでしょうか。以上お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）教育費の 3 点につきまして予算を提出している執行部のほうから答えさせていただきます。先ほどの教育委員会の答弁その他を判断いたしまして、この予算につきましては、執行凍結するということを前提にご審議いただきたいと思います。その上で対応につきましてはまたご協議いただきたいと、予算につきましては執行しないということを執行権限を持っております執行部として明言することによって、ご審議をいただきたいと。その上で、先ほど多田議員のご質問にございましたが、この建物につきましては、ふるさと館の代替機能以外に千葉家の管理のために必要な機能も含まれておりましたので、どういった機能が必要かということを議論した後に改めて説明した上で、凍結を解かしていただくとか、いろんな手続はあると思いますけども、現段階で議会に説明しないままでの執行はしないということを前提に、ご審議いただければと思います。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 23 分 休憩

午後 3 時 24 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）はい、まず 1 点目の防犯灯の件でございますが、町内全域の自治会が設置しております町道路上に設置しております 233 基。これを 1 月から 3 月分の電気代ということで、今回補正を計上させていただいております。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）障害者支援事業の増額の主な要因といたしましては、居宅介護サービスの利用者の利用時間数の増が1点目と、就労継続支援A型の新規利用者2名分、放課後等デイサービスの利用者と利用日数の増ということで上がっております。昨年度も、障害者のサービス自体は補正をさせてもらって、大きく伸びているとかありまして、今後もですね、この傾向は変わらないと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今の52ページの千葉家の設計委託料の問題。先ほどふるさと館で設置管理条例廃止これ否決しましたけれども、こういう予算をですね、中途半端な予算を組むから判断に困るわけですよ。ふるさと館を廃止してですね、そこにある機能を公民館であるとか、あるいは小学校の空き教室にそれを分散をさせる。私は先ほどからすっぱくして言いますが、目的にね、達成をしたら、ふるさと館壊してもいいと言いつたんですよ。良い案が出たら私は、ふるさと館の廃止について賛成をする立場でした。しかし、中途半端でしょう。いろいろ総務文教委員会でいろいろ問い直すいろいろな品物について資料については分散をして保管をする。本来の目的は、設置管理条例の目的、その目的を達するための理論、これが全くね、ふるさと館のそういう千葉家に対する設計委託料の中に全く入ってない。ここに大きな問題があるんですよ。私から言わせれば、町の責務、放棄をしとる。こういう事につながって、議員らがなかなか認めてくれない。しかし請願は可決をしておる。その代替として中途半端な、それを、千葉家の住宅をちょっと予算を付けて解決しようとする。私はね期待しつつのは、千葉家の駐車場半分ぐらいをもっと活用しながら、あわせて今の、提案をされておる居住されとる千葉家ですね、ここに2階建ての和風みたいなふるさと館の機能をそこに移してやっていくような、そういう資料館をつくる。こういうことを期待しつつなんですが、全くこれがなされていない。もうすごいいいかげんな予算で我々をごまかそうとする。最初に言いましたけれども、我々は、ふるさと館のそういう歴史的文化のそういう本拠である本拠地であるところを、町長が19日間、教育委員会も含めて休館をしたことに問責決議をし、しかも我々7月分の給料報酬を0.5パーセント減額したと。議員はもの凄く重く感じておるんですよ。それを執行部は簡単に考えて、今まで出されてきたそういう概略の説明ですね、見れば、展示品だけで、今から850万じゃなくて、これを今凍結をするなら凍結をして、新年度でふるさと館に代わるちゃんとした機能をね、や

っぱ設置すべきですがそれどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）ふるさと館の廃止につきましては先ほど否決という形で、議会の判断が出ていますから、その後どうするか、今から執行部で協議してまいりたいと思いますが、今回否決されたものをまたというのは、なかなか難しいんじゃないかと思えますから、先ほど多田議員がおっしゃいましたように、今回の千葉家の活用の中には、ふるさと館の代替機能だけでなく、千葉家を管理運営するための機能というところもございましたので、ここの部分をどのように生かすかという検討はしたいと思いますが、先ほどふるさと館が否決された後にさらなるふるさと館機能の検討というのは、現段階ではちょっと思いつきません。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 45 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 45 号議案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 7、第 46 号議案、平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 46 号議案、平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、消費税納税額の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明します。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）続きまして、第 46 号議案、平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。お手元にお配りしております資料

11 の平成 25 年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。それでは、資料 11 の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。今回の補正予算は、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた地方公務員給与費の減額に伴う、給料及び職員諸手当の減額や、不足する時間外勤務手当の増額により、総務費の総務管理費の一般管理費、失礼しました職員給与事業費につきまして 88 万 2,000 円を減額、また、平成 24 年度の消費税及び地方消費税の確定申告に伴いまして、公課費の増額により、総務費の総務管理費の一般管理費、一般管理一般事務事業につきまして 256 万 2,000 円を増額するものでございます。歳入についてご説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。財源調整として繰越金につきまして 168 万円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 46 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 168 万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を 15 億 1,605 万 4,000 円とするものでございます。以上で、平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 46 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 46 号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めますよって、第 46 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 8、第 47 号議案、平成 25 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 47 号議案、平成 25 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、平成 25 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、後期高齢者支援事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木） それでは、第 47 号議案、平成 25 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては資料 12 の補正予算説明書によりご説明いたします。それでは、歳出予算からご説明いたします。3 ページ、4 ページをお願いいたします。後期高齢者支援事業 3,515 万 9,000 円の増額及び 5 ページ 6 ページの、介護納付事業 333 万 4,000 円の増額は、額の確定によるものでございます。続きまして、歳入予算についてご説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。療養給付費等交付金の過年度分、1,396 万 3,000 円の増額は、平成 24 年度交付金の精算に伴う追加交付があったためでございます。次の前期高齢者交付金 2,380 万 8,000 円の増額は、交付額が当初予算を上回る見込みとなったためでございます。次の繰越金 72 万 2,000 円の増額は、平成 24 年度からの繰越金の額の確定によるものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 47 号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 3,849 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 29 億 9,941 万 5,000 円とするものでございます。以上で、平成 25 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（久留島） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 47 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 47 号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めますよって、第 47 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 日程第 9、48 号議案、平成 25 年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第 48 号議案、平成 25 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、平成 25 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、介護サービス

給付費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）それでは、第 48 号議案、平成 25 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。資料 13 の補正予算説明書をお願いします。5 ページ、6 ページの保険事業勘定歳出予算からご説明いたします。保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費 1,750 万円の増額、次の地域密着型介護サービス給付費 1,000 万円の増額、次の施設介護サービス給付費 1,700 万円の増額、次の居宅介護住宅改修費 120 万円の増額及び 7、8 ページの居宅介護サービス計画給付費 150 万円の増額は、要介護者のサービス利用の実績に基づく増額でございます。続いて、9、10 ページをお願いします。介護予防サービス給付費 300 万円の減額、次の介護予防住宅改修費 130 万円の増額、次の介護予防サービス計画給付費 40 万円の減額及び地域密着型介護予防サービス給付費 80 万円の減額は、要支援者のサービス利用の実績に基づく増減でございます。続いて、13、14 ページをお願いします。審査支払手数料の 50 万円の減額は、手数料単価が下がったことによるものでございます。続いて、15、16 ページをお願いします。高額介護サービス等費の 50 万円の増額及び高額医療合算介護サービス等費 30 万円の増額は、利用者負担上限額を超えるサービスの利用増によるものでございます。続いて、17、18 ページをお願いします。地域支援事業費の包括的支援事業費の人件費 283 万 1,000 円の減額は、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた、地方公務員給与費の減額及び職員の育児短時間勤務によるものでございます。続いて、19、20 ページをお願いします。基金積立金の介護給付費準備基金積立金 1,000 円の増額は、定期預金利子が見込みを上回ったことによるものでございます。続いて、21、22 ページをお願いします。諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金 51 万 9,000 円の増額は、平成 24 年度の国・県支出金の精算確定に伴い、超過交付分を返還するためでございます。次に、1、2 ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。支払基金交付金の介護給付費交付金 1,293 万 4,000 円の増額、次の介護給付費国庫負担金 807 万円の増額、次の地域支援事業交付金 111 万 8,000 円の減額、次の介護給付費県負担金 642 万 5,000 円の増額、次の地域支援事業交付金 55 万 9,000 円の減額、次の一般会計繰入金の介護給付費繰入金 557 万 5,000 円の増額及び 3、4 ページの地域支援事業繰入金 55 万 9,000 円の減額は、保険給付費の増減及び人件費の減額に伴う法定負担分の増減でござ

います。続いて、1、2ページに戻りまして、財産運用収入の利子及び配当金1,000円の増額は、介護給付費準備基金の定期預金利子に伴うものでございます。続いて、3、4ページの基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金714万2,000円の増額は、保険給付費の増額に伴い財源として基金を繰り入れるものでございます。次の繰入金437万8,000円の増額は、失礼しました、次の繰越金437万8,000円の増額は、平成24年度からの繰越金の額の確定によるものでございます。次に、25、26ページのサービス事業勘定歳出予算をお願いします。事業費の地域支援事業費の人件費11万6,000円の減額は、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた地方公務員給与費の減額によるものでございます。次の介護予防支援事業費の委託料30万の増額は、事業所委託しているケアプラン作成件数の増によるものでございます。次に、23、24ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。予防給付費収入の介護予防サービス費収入77万円の増額は、ケアプラン作成の作成件数の増によるものでございます。次に、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金58万6,000円の減額は、介護予防サービス費収入が増額になったことによる繰入金の減でございます。続きまして、議案をご説明いたします。第48号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4,228万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億4,906万8,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に18万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,027万3,000円とするものでございます。以上で、平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第48号議案について採決を行います。お諮りいたします。第48号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第48号議案は原案のとおりこれを決します。



います。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）ちょっと違うと思うんです。当初予算の時の現金は2億数千万あったんです。25年4月の、予算を審査する時、現金が、この26年3月で予測される現金が、1億4,900万、1億5,000万に5,000万以上の減額になっている理由は何でしょうかと言ってるんですが。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（花本）現金預金については、2億ということですが、その5,000万の分については、実際の取引の分について、3月31日締めの方で給水収益の方について、未集金で上げておるものについて、4月1日に入ってきたものについての現金の関係もあります、いうことですが。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより49号議案について採決を行います。お諮りいたします。第49号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第49号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、発議第11号、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。本件については、庁舎建設特別委員会において協議した案件でありますので、提出者を代表し、発議第11号、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の制定について、提案理由の説明をいたします。昨日の一般質問にもお話がございましたが、議会は庁舎建設特別委員会を6年前に設置し、その後の調査検討を行いながら、県合同庁舎跡地への庁舎建設決議や建設地を決める住民投票を求める決議を行ってきました。しかしながら、現状のままでは庁舎建設において

一向に進展が見られないので、提案理由に記載しているとおり、庁舎建設場所について町民の意思を知るために本条例案を提出したものでございます。以上、提案理由の説明といたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○12番（西山）この住民投票条例案は、第3条で住民投票は町長が執行するとあります。地方自治法では条例その他の案件が新たに予算が伴うものであるときは、町村長は、その処置が的確に講じられる見込みが得られるまでは議会に提出はしてはならない、と規定しております。議員が提案する場合には、予算が伴うものについては、地方自治法222条の規定は適用はされませんが、その主旨は尊重して運用されるべきである、とあります。そのことについて提案者はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）お答えいたします。今議員ご指摘の件についてでございますが、地方自治法上いろいろな手法はあろうかと、このようには思います。予算に関するものにつきましては、確かに町長の権限でございます。今から、例えば3月の議会において補正を組むなり、あるいは新年度予算計上しても、6月の中頃になろうかと思えます。というのは予定日、執行日から180日という日にちを設定しておりますので、時間的には十分余裕があるものと、このように理解しております。議員のご理解を併せてお願いするものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）続いて、賛成討論があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）庁舎建設移転場所について町民の意思を問う住民投票条例案に賛成討論をいたします。海田町議会は、平成19年10月4日から今日まで通算34回に上る庁舎建設特別委員会を開催をし、慎重審議を重ね、役場庁舎移転建設等について調査研究を行ってきたところでございます。平成25年8月2日の庁舎建設特別委員会では住民投

票で早期に決着を求めることに、委員は全会一致の意思を確認をし、今、提案をされております。これ以上現在の状況を長引かせることは、県の計画を変更させたり町政の混乱を招いたり、ひいては住民福祉の向上に逆行することになり、また、町政の信頼の失墜にもつながるものでございます。したがって海田町議会は町民の意思を問う住民投票を実施すべきと考えます。以上のことを踏まえ、早期決着をするため、議員各位におかれましては真摯に受けとめ、庁舎建設場所について、住民の意思を問う住民投票条例案に賛成をしていただきますよう、心からお願いを申し上げ賛成討論といたします。

○議長（久留島）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。発議第 11 号は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって発議第 11 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 12、発議第 12 号、庁舎建設特別委員会設置に関する決議の一部を変更する決議案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより発議第 12 号について採決を行います。お諮りいたします。発議第 12 号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって発議第 12 号は原案のとおりこれを決します。以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第 6 条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することと決しました。以上で平成 25 年第 10 回、海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 4 時 0 0 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成     年     月     日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員